



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	課題Ⅱ：商業資本と協同組合
Author(s)	山田, 定市; YAMADA, Sadaichi
Citation	北海道大学農経論叢, 25, 13-63
Issue Date	1969-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/10854">https://hdl.handle.net/2115/10854</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	25_p13-63.pdf



## 課題 II

# 商業資本と協同組合

山田定市

### 目次

I	問題の所在	14
II	協同組合「資本」説の検討	16
III	協同組合の機能と性格	22
1.	農業協同組合の機能と性格	23
i	商品経済の展開と小農的生産	23
ii	前期的商業資本と農業協同組合	25
iii	農業協同組合の機能	26
iv	農業協同組合の性格	32
2.	消費組合の機能と性格	34
3.	IIIの補遺—協同組合運営原則の意義	37
IV	農産物市場政策と農業協同組合	39
1.	農産物市場の構造変化	39
2.	市場政策の展開と農業協同組合	41
V	わが国農業協同組合の機能と性格	42
1.	産業組合の歴史的性格	42
2.	総合農協の性格	46
i	総合農協の存立条件	47
ii	総合農協の機能	49
3.	現段階の農業協同組合の基本動向	52
i	農業構造政策と農業協同組合	52
ii	農業協同組合の「資本」機能の純化	53
4.	価格問題と協同組合	58
VI	結語	61

## I 問題の所在

きめて高い組織率をもつわが国の農村協同組合（農協）は、その事業面においても農業にかかわる流通のなかで高い地位を占めている。たとえば、昭和40年度における総合農協の販売総額1兆2.425億円は、農家の農産物販売総額2兆5,235億円の約49パーセントにあたり、主な生産資材について総合農協の取扱高が農家購入高に対して占める比率は、それぞれ肥料71パーセント、飼料39パーセント、農機具33パーセント、農薬65パーセント、などとなっている。また、金融面に関していえば、同年度において農家の預貯金総額に占める農協貯金の割合は60パーセント、農家借入金額に占める農協貸付金の割合は55パーセント、さらにこれに農業協同組合を経由する制度資金を加えると金融機関としての農業協同組合の地位はいっそう高いものとなる。

いわゆる農協問題が、農業問題とりわけ農業にかかわる市場問題のなかで重きをなすひとつの根拠は、このような農業協同組合の流通に占める地位の高さにあるといわねばならない。それと同時に、農業協同組合がその流通に占める地位の高さを基礎にして、国家独占資本主義の市場機構のなかますます深くくみ込まれその市場政策を遂行するうえで中枢的役割を担っているところに農協問題をとくに重視しなければならないもう一つの根拠がある。このように位置づけられるべき農協問題の内容も、わが国の資本主義の発展のなかでただいにかわっており、現段階的特質を備えているとみなければならない。しかし、そのような特質は、かならずしも十分に解明し尽されているとはいえない。それは、農協問題の位置づけ、さらにその解明の視点、方法がまだ十分に確立していないことを意味することになる。

ここで共同研究の一環として与えられた主題は、もちろん農協問題のすべてを覆い尽くすものではないけれども、その主要な課題の一つであることはたしかである。その意味で、共通論題との位置づけを保ちつつ（実は、このような位置づけを行うことが、これまでの農協論に一定の反省を加えることになるのであるが）農協の一側面を明かにするという心を心がけたいと思う。このような観点から、本稿での考察は次の諸点についてそれぞれ順を追って進められることになる。

第一に、これまでの農協論のなかで小論の主題と直接に関連するのは、い

うまでもなく、農業協同組合さらには協同組合一般を「資本」視点からとらえた論稿である。これを商業資本との関連で説明していることは、ほとんどすべての論稿に共通しているけれども、その多くはいわゆる消費組合を原型とする立論であって農業協同組合の解明にとってはかならずしも十分な理論展開となっていない。逆に、これらの反省のうえに立って小生産者協同組合を原型とする立論も十分な説得力をもつにいたっていないように思われる。また 協同組合を「資本」視点から特徴づける場合、本來說明されるべき協同組合の運営原則が逆に立論の前提に据えられていることが多い。このように従来の「資本」視点に立った論稿は、それじたい批判されるべき多くの問題を含んでおり、その内容を明かにすることが、議論の出発点でなければならない。

第二に、協同組合に関するこれまでの「資本」説の成果とその批判のうえに立って、本稿の主題に即した分析視点を明かにしなければならない。この場合、とくに重視すべきことは、協同組合をたえず組合員の経済的性格とそれらを取り巻く市場関係から性格づけることである。

第三に、上記の視点に立って、小生産者協同組合、消費組合など各種の協同組合が、それぞれの組合員の経済的性格を基礎にいかにして「資本」機能を果すことになるか、ということについて考察を深める。この場合、考察の起点は、いうまでもなく商業資本であるが、商業資本に関する諸範疇と機能をそのまま同じ次元で協同組合にあてはめたり、推論したりするという、いわば協同組合論における過度の抽象化は避けなければならない。

第四に、協同組合の「資本」機能の現段階的特質を明かにするためには、資本主義の歴史的発展段階的特質と、そのもとにおける、一方では協同組合構成員の経済的性格、他方では、この議論の起点となっている商業資本の形態と機能の特質が明かにされなければならない。

第五に、以上の論点をふまえて、とくにわが国の農村協同組合の「資本」機能を解明するためには、産業組合らしいの歴史的な性格を明かにしなければならないが、この議論に関連してとくに重視する必要があるのは総合農協、とくにそれが信用事業を基軸としていることであると思われる。このことが農業協同組合の「資本」機能を一面で補強すると同時に他面でこれに制約を加えているからである。このような協同組合の「資本」機能を、いま一度、

それぞれの組合員の立場から見なおした場合、その本質と限界はいっそう明瞭になるであろう。このような視点からとくに大きな意味あいを持つのは、価格問題であると思われる。それは、農民にとっての農産物価格問題はいうに及ばず、諸階層の購買品価格問題などひろく物価問題にかかわることである。その意味で協同組合にかかわる実践的課題の主要な一側面をなすと見ることが出来る。

以上の諸点が小論で解明しようとする課題であるが、これらを総じて、今日の農業協同組合をめぐる諸動向を分析するための基本視点を確立することが主な目的である。

## II 協同組合「資本」説の検討

協同組合論であるかぎり、その「資本」機能にまったくかわりのない立論はほとんどないといってもよい。したがって、逆に、協同組合の「資本」機能に議論をしぼろうとしても、何らかの意味で協同組合論の全体の骨組みに関連を持たざるをえなくなる。このため協同組合「資本」説の検討も、まずそれぞれの論稿が協同組合組織の性格をどのように把握しているか、ということから始められなければならない。この点が欠けると、協同組合を「資本」視点からみることに対する過大評価ないし過小評価を避けることができないからである。

その意味で、まず第一に、協同組合組織の基本的性格についての諸見解を整理してみる必要がある。この点に関しては、次の記述、すなわち「資本主義の下において労働者や小生産者は、その経済的劣弱性を補うため、相互扶助の目的で協同組合を組織する」<sup>1)</sup>という表現がもっとも一般的であるが、このことのなかに単に経済的組織としてばかりでなく、大衆組織としての協同組合の性格を求める論者が少なくない。むしろ、戦後農協論のなかで、近藤理論に向けられた主要な批判点の一つは、このことの欠如の指摘であった。その把握の仕方は、美土路氏のように協同組合を組織体、経営体、資本体、運動体という四つの側面からみる見方<sup>2)</sup>、さらに菅沼氏や佐伯氏のように

1) 近藤康男著『協同組合の理論』(1962年)お茶の水書房、1ページ

2) 美土路達雄著『働くものの農協論』(1967年)、現代企画社、26ページ参照。

もっとも美土路氏のばあい、この四つの顔が、歴史的発展の序列を示すとともに、それじたい協同の重層構造をなすごとく説明されているが、両者の関連はかならず

に協同組合のなかに「組織原理」を見出す見解<sup>3)</sup>、あるいは伊東氏のように協同組合を小生産者、消費者の主体的協同組織とみてその主体的機能を重視する立場<sup>4)</sup>、などさまざまであるが、いずれも、協同組合のなかに大衆組織としての側面を見出そうとする点において共通しているといえよう。しかしこのような視点に立つことは、現実の協同組合を分析するうえで無視しえないことであるとしても、単に、これまで明かにされてきた協同組合の経済的機能や性格に、「組織体」や「組織原理」というそれじたい幅広い、いわば経済学を超えた概念を附加して、それを独自性として指摘するだけでは不十分であり、そうすることは協同組合の本質を明かにするうえでは必ずしも有効な方法とはいえない。協同組合に関しては、上記の視点を加える以前に経済的性格ないし機能じたいについてもっと深めるべき課題を残しているといえる。協同組合の「資本」機能は、そのような課題の一環であって、協同組合の資本としての独自性を、人間関係をふくむ組織論ないし組織原理を附加することによって説明するという方法は安易にとられるべきではなからう。

第二に、これまでの協同組合に関する「資本」説は、何らかの意味で、協同組合の原型を議論の出発点においてきた。その伝統的立場は、消費組合を原型とするものであり、わが国では、近藤、井上両氏の説が嚆矢となっている。とくに井上氏は「協同組合の介在を純粹に資本制再生産の図式通りの展開という理論的仮定」<sup>5)</sup>から労働者消費組合を対象とすることの積極性を強調されており、最近では菅沼氏もこの立場に立っておられる<sup>6)</sup>。他方、最近美土路氏や渡辺氏のようにこの見方を批判し、むしろ、小生産者協同組合を原型とすべきであるとする見解もあらわれている<sup>7)</sup>。その批判の主眼は組合の歴史的発展の経過を重視することにある。双方の見解は、一方は「理論的仮定の重視」他方は「歴史性」の重視を主眼としているが、それぞれ双方に

しも明確ではないように思われる。

- 3) 菅沼正久稿「協同組合における矛盾の理論(中)」(『農村研究』第23号所収) 佐伯尚美著『転機に立つ農協』(1966年)家の光協会、14ページ参照
- 4) 伊東勇夫著『現代日本協同組合論』1960年、お茶の水書房、参照
- 5) 井上晴丸著『日本協同組合論』1937年、叢文閣21ページ
- 6) 菅沼正久稿「協同組合における矛盾の理論(中)」(『農村研究』第22号所収)参照、
- 7) 美土路達雄著 前掲『農協論』、渡辺基稿「協同組合の基礎理論と運動論」(東北大学)『農業経済研究報告』第7号所収)参照

ほぼ共通なことは、それぞれの原型を基礎に組み立てられた理論が他の種類の協同組合を含む協同組合一般論にひろげられている点である。双の見解に対する批判の一つはまさにこの点に向けられなければならない。いいかえれば、協同組合の原型を追求することの是非がまず検討されねばならない。井上氏の前提に立てば協同組合論の一定の展開が可能となるが、それはまさに一定の範囲に局限され、その一層の展開と具体的分析への接近を妨げる。逆に美土路氏や渡辺氏の立場にたてば、すくなくとも小生産者協同組合を原型とする理論展開を志向するかぎり、そこから引き出された小生産者協同組合の本質をただちに協同組合の本質におしひろげるとはやはり無理なことといわねばならない。労働者消費組合と小生産者協同組合とがともに相容れざる性格を一面においてもつのは、それぞれの主たる構成員である労働者と小生産者の経済的性格のちがいに根ざすことであって、協同組合論もまた、このちがいを踏まえる程に具体性をもって展開されなければならない。いいかえれば、「原型」そのものの内容とこれを異った種類の協同組合に共通したものとして追求されることの是非が問われなければならない。

第三に、協同組合に関する「資本」説は、いずれも商業資本を議論の前提とするが、商業資本の性格はかならずしも明かにしていなかった。いうまでもなく、ただ商業資本というだけでは、それじたいとしては  $G-W-G'$  によって示される一般的規定にとどまっておき、より深い検討を加えるためには前近代的商業資本と近代的商業資本 (= 産業資本から自立した商業資本) とを分けその歴史的性格のちがいを踏まえる必要がある。しかし、従来の「資本」説にかかわる商業資本の規定はこの区別がかならずしも明確でなく、商業資本というときそれが商業資本一般を意味するのかあるいは近代的商業資本を意味するのかは十分に明かにされていなかった。<sup>8)</sup>

いうまでもなく協同組合は、商業機関として歴史的具体的な存在であるから

8) この点に関し、渡辺氏は、小生産者協同組合が当初前近代的商業資本の排除を目的として組織されたことを的確に指摘されており、その意味で、商業資本の歴史的な性格に注目されている。渡辺基稿前掲「基礎理論」参照。もちろん多くの論稿は、協同組合の歴史的な分析にあたっては、前近代的商業資本の具体的な形態と機能に何らかの言及を行なっているが、この歴史的な分析における記述は、「資本」機能を考察する際におおむね切りはなされていて、論理的関連が不十分である。

## 商業資本と協同組合

これと対比ないし関連して考察される商業資本の性格も歴史的特質をふまえたものでなければならない。とくに現段階に即して考察する際には、近代的商業資本についても独占資本主義段階の特質を浮彫りにできるほどに具体化されなければならないであろう。この点に関しては近藤氏がその著『続貧しさからの解放』のなかで最初の問題提起をされ、その後の諸論稿も実態分析のなかでは何らかの言及をしているが、理論的整理は不十分なままである<sup>9)</sup>。

以上の論点は、協同組合を「資本」視点から考察する際のいわば前提にかかわることであるが、そのなかに含まれる批判点は、当然、協同組合の「資本」機能そのものの内容規定に尾を引くことになる。以下、第四の問題としてこのことを中心に吟味してみよう。

まず、協同組合を「資本」視点からみて、これを商業資本とまったく異質なもの、無関係なものと規定している見解はほとんど見あたらない。協同組合主義がややこれに近いといえるがここでは検討の対象外においてさしつかえなかろう。このことを確認したうえで協同組合を「資本」視点から性格づける場合、その内容は大別して次の三つになると思われる。その一つは奥谷氏に代表される見解で、氏は協同組合を「商人資本の一形態」と規定される<sup>10)</sup>。近藤氏も最近の著作においては奥谷説を基本的に受け入れられ、協同組合を「特殊な企業形態をとるところの商業資本<sup>11)</sup>」または同じことであるが「商業資本の特殊な企業形態の一つ<sup>12)</sup>」と規定される。奥谷氏と近藤氏とはその重点の置きどころと内容規定がやや異なるが、協同組合の機能が本質的に商業資本と異なるものであるとする点では共通している。この場合その機能が商業資本と本質的に異なるとする根拠は、奥谷氏によれば、それが「商品の流通過程において機能する<sup>13)</sup>」からであり、そのかぎりて本来の商業資本（その歴史的規定としての近代商業資本に限定せずに）に等置されているように思われる。もしそうであるとすれば、商業利潤（ $G-W-G'$

9) 独占資本主義段階の協同組合の性格と機能について商業資本の性格と関連づけて言及しているものとしては、森下二次也著『現代商業経済論』（1963年）、有斐閣がある。同書、264ページ参照。

10) 奥谷松治稿「資本主義と協同組合」（協同組合研究会編『戦後協同組合の性格』1959年、お茶の水書房所収）、19ページ参照。

11) 近藤康男著、前掲『理論』、3ページ

12) 同書、22ページ

13) 奥谷松治稿「農民経済と農協との矛盾」（『農業協同組合』1959年6月号所収）

から生ずる $\Delta G$ )の歴史的 성격は未確定のままである。また、協同組合が商業資本に解消されないで特殊性をもつ根拠については、むしろ近藤氏が積極的に示しておられる。氏によれば、その特殊性は、「協同組合はその組合員の消費生活なり営業に直接役立つところの『施設』であり「組合員のもっている性格に拘束される<sup>14)</sup>」ことに求められ、その結果、それ自体は、かならずしも継続的に利潤を追求しなくてもかまわない、とされる。同時にこのことは協同組合の商業利潤節約機能として意義づけられ、のちに井上氏によって資本制社会における協同組合介在の合法則性として定式化されている<sup>15)</sup>。また伊東氏はほぼ同様の論旨を平均利潤率との関係で展開し協同組合存立の客観的条件として意義づけておられる<sup>16)</sup>。

協同組合を「資本」視点からみる他のひとつの見解は、協同組合を特殊な資本と規定する見方である。美土路氏は、協同組合が組織体から経営体へと発展すること、とくに経営体から資本体への発展は、貨幣資本の投資と雇用労働の導入を契機とすることを指摘される<sup>17)</sup>。さらにこの資本体の性格は「本来的に組合員農民の経済行為の行われる事業場面に限定されて……、その意味で協同組合資本は制限資本である<sup>18)</sup>」とされ、これがたえず資本完全化ないし反対化の傾向をたどることを指摘しておられる<sup>19)</sup>。このように氏が協同組合を単に商業資本と同一視せず協同組合資本（したがってその機能は流通に制限されない）という特殊な資本規定を与えられる根拠は、氏が協同組合の原型を小生産者協同組合に求めておられることにあるといえる。ほぼ同様の論旨は渡辺氏にもみられる<sup>20)</sup>。協同組合を「資本」視点から考察する場合渡辺氏が指摘するように、最初から完成された資本主義を想定し、そのもとでの資本形態のみを議論の前提とすることが不十分なことはいうまでもないが、だからといって「協同組合資本」という特殊な資本形態を導き出すことは、いわば「資本」範疇の乱用であり、協同組合の「資本」機能を明か

14) 近藤著 前掲『理論』2～3ページ

15) 立田信夫(井上晴丸)著『日本産業組合論』1937年、16ページ参照。

16) 伊東勇夫著『現代日本協同組合論』1960年、お茶の水書房、93ページ参照

17) 美土路著 前掲『農協論』、55ページ

18) 美土路著 同書、64ページ

19) 美土路著 同書、68ページ

20) 渡辺基稿「基礎理論」参照

にするうえで決して有効とはいいがたいように思われる。第三の見解は、上記の二つの見解とも大なり小なり論旨を異にするものである。このなかに含まれるものは、さらにそれぞれ相互に異ったニュアンスを持っているが代表的な見解をあげれば次のようである。まず管沼氏は、協同組合を商業資本と同一視する見解を批判しておられるが、その場合、氏が議論の前提とする商業資本は近代的商業資本であり、批判もこのことに依拠して行われる。すなわち、協同組合が商品の現実的交換を媒介するかぎりでは商業資本と同一の機能を果たすが、「平均利潤率の形成にたいして規定的に参加することは基本的にありえない<sup>21)</sup>」という点で商業資本と異るとされる。さらに氏は、協同組合もまた特定の流通分野に資本を投下し商品交換の媒介の機能を果たす以上その資本は利潤を取得するのであって、その意味で、商業利潤節約機能をもって商業資本一般から区別する見解は説得力に欠けるとされる。むしろ、その独自性は利潤の取得過程にあるのではなく、「利用高配当の原則」にもとづく分配過程にあるとされる<sup>22)</sup>。こうした独自性が運営上どのような矛盾を醸成するかについては、氏のその後の論稿のなかで詳細に展開されている<sup>23)</sup>。また、穴見氏は、従来の農協資本説の系譜と諸問題を整理されたのち、協同組合を商業資本ないし資本のいずれでもなく、「資本主義にぞくしない経済制度<sup>24)</sup>」であるとし「勤労大衆(労働者、農民)の経済活動の結合によって、大規模経済の利益を取り入れ、商業資本との競争に勝ち抜き、こうして、組合員たる勤労大衆の経済的利便をはかり、かれらの商品経済への対応を容易ならしめようとする経済制度である<sup>25)</sup>」とされる。資本というよりはむしろ組織体であると同時に経営体であり、二つの面は統一にとらえられるべきだとされる。しかし、氏のいわれる経営体の内容はかならずしも明確ではないし、これと組織体との統一体が協同組合あるとするとき、そのような協同組合の「資本」機能をも否定しることができるかどうか。氏

21) 管沼正久稿 前掲「基礎理論」、76ページ

22) 管沼正久稿 前掲「基礎理論」、78ページ

23) 管沼正久稿「協同組合における矛盾の理論」(上、中、下) (『農村研究』第22号、23号、24号所収) 参照

24) 穴見博稿「『農協資本説』の系譜と諸問題」(『農業協同組合』1968年1月号所収)、111ページ

25) 穴見博稿 前掲「諸問題」、109ページ

のいわれる商業資本との競争は、結局、同じ次元の機能（「資本」機能）なしにはできないのではないかという疑問がのこる。

このほかに論点としては、協同組合の連合会についての考察が重視されなければならないが、このことは協同組合の性格から導き出されることなのであとでこの点について議論を深める際にふれることにしたい<sup>25)</sup>。

以上、協同組合の「資本」機能を考察するに先だってこれに関連する諸説の検討を行なってきた。これらの検討を通じて導き出される主要な論点の一つは、協同組合の経済的機能を分析するにあたって、それを資本制社会における資本の諸機能ならびに諸形態といかに関連づけ協同組合をいかに位置づけるか、という点においてかならずしも十分な整理が行われていないということである。流通協同組合にとってもっとも密接な関連をもつ商業資本についてすら十分な検討が行われているわけではない。さらに、協同組合の本質を明かにするうえで、構成員の経済的性格が十分に吟味されていないため、とかく協同組合じたいの組織上ないし運営上の特徴だけを重視して、そのうえに立って協同組合の本質を規定しようとする傾向が強くなりがちである。その意味で、以下の行論では、とくに協同組合の構成員の経済的性格を重視し、それを基礎に協同組合の本質を明かにするように心がけたい。

### Ⅲ 協同組合の機能と性格

協同組合の機能と性格を、その構成員の経済的性格を基礎に考察するということは、これをいいかえれば、資本主義社会における諸階級が、いかなる歴史的段階で、また、いかなる目的で協同組合を組織し、このようにして組織された協同組合がその構成員のためにどのような機能を果し、さらにそれが社会的にどのような役割を担っているか、を考察することに帰着する。いうまでもなく、この場合、協同組合に無関係な階級ははじめから考察の対象外におかれる。また、現実の複雑な諸階層のすべてを考察の対象として網羅することもかならずしも不可欠のことではない。その意味で、最小限、考察の対象におかなければならないのは小生産者と労働者とであり、それらによって組織される小生産者協同組合と労働者消費組合とである。もちろん、た

25) この点に関しては、菅沼正久稿「農協経営の理論的考察」（協同組合経営研究所『研究月報』1967年3月号所収）参照

例えば消費組合の構成員としては、ほとんどすべての階級、階層が参加する可能性をもつけれどもそのような構成員の内部的な性格のちがいを最初から持ち込むことは議論を發展させるうえで決して有効とはなりえない。また、最小限、この二種類の協同組合をそれぞれ考察の対象とするということは、相互にいずれか一方を原型ないし基点として他を包摂することが適切でないという従来の協同組合論の反省のうえに立ってのことである。

## 1 農業協同組合の機能と性格

小生産者が存立する生産部門はかならずしも農業にかぎらないが、小農民的農業を中心にして考察することがもっとも妥当であることはいうまでもないことであろう。

小農民経営は、農業の商業化さらにはその資本主義化の基点をなすが、当初から商品生産としての性格をそなえていたわけではない。むしろ、小農民的農業生産の商業化に先がけて、商品経済がこれらを取りまき、逆にその商業化を促すこともありうる。その意味で、まず、商品経済の展開とそのもとでの小商品生産の發達の過程から考察をはじめることにする。

### i 商品経済の展開と小農的生產

一般に、国内市場の創出の基礎的な過程は社会的分業であるが、この場合かならずしも、商品経済とりわけ商品交換（流通）が商品生産と同じ度合で展開するとはかぎらない。むしろ、商品経済發展の初発的段階では、商品流通が生産の社会的分業化に対して促進的役割を果すこともありうる。このことは、とくに生産様式が封建制から資本制へ移行する時期の農業生産について見逃しえない傾向である。つまり、基点に据えられる農業生産が小商品生産であるがゆえに商品生産として未成熟、不完全であり、それが商品生産として純化、成熟してゆく過程が重視されなければならない<sup>2)</sup>。このような観点からみると、商品経済の發端は封建的小農のもとにおける封建地代の形態変化のなかに求めることができる。すなわち、労働地代、生産物地代、

---

1) レーニン『ロシアにおける資本主義の發展』（全集第3巻）大月書店、45ページ  
レーニン『いわゆる市場問題について』（全集第1巻）、73ページ

2) 平野蕃稿「商品生産の發展と経済目標—資本主義下の小農を中心に—」（『農業経済研究』第27巻、第2号所収）、参照

貨幣地代の三形態は、いずれも封建地代の本質を内包しているが、貨幣地代は封建地代の「最終形態であると同時にその解消の形態<sup>3)</sup>」であり、封建制下の商品経済の基底をなすものである。その筋道はこうである。

まず、労働地代は直接的生産者の労働時間が、彼自身のための労働時間と領主のための賦役労働時間とに分かれるような、したがって地代が剰余労働そのものとしてあらわれる形態であるが、この地代形態のもとでも、直接的生産者が彼のための労働時間によって生み出した生産物を部分的に商品化することは皆無ではなかったし、まして、領主が彼のための賦役労働によって生み出した生産物の一部を交換に供する余地も存在する。ここに、領主的商品経済（流通）を見出すことができる。労働地代から生産物地代への転形は商品経済のいっそうの進展を条件づける。とくに生産物地代が一定種類の生産物に統一されるようになると、生産物の領主による商品化を促し、交易の拡大によって社会的分業を芽ばえさせる。このような領主経済の貨幣経済化は、直接的生産者みずからによる生産物商品化の余地をも拡大する。封建地代の形態が生産物地代から貨幣地代に転形すると直接的生産者にとって商品化の余地が拡大するばかりでなく地代相当分の商品化は避けがたくなる。

以上、みてきたように領主経済から次第に直接的生産者に及ぶ貨幣経済化は、地代形態の転形とともに進むが、その際の流通担当者は、直接的生産者でなく、領主の支配ないし保護下におかれている特権的商人であり、彼らは領主の直接の支配を受けなくなってから以降も前期的商業資本として存立する。彼らの目的はいわゆる譲渡利潤の取得であり、それを実現するために、詐欺、瞞着、掠奪などあらゆる手段を講ずる。しかし、その場合であっても  $G-W-G'$  という商業資本の一般範式にかなった運動であることはいうまでもない。また小農民は、商品化の度合を強めるとはいえ、みずから商品交換過程に入りこめないため、その商品化を前期的商業資本に委ねざるを得ない。この場合、自給生産に幅広く依存する農民は、みずからの労働を価値生産労働として貫徹させることに不徹底であり、零細分散的な小商品生産を基礎とする農産物市場もまた局地的流通にとどまり価値法則の貫徹を妨げる。前期的商業資本が小生産的農業に依拠し、これを掌握しようとする根拠もまたこの点にあるのであり、半封建的土地所有、身分的規制、部落的規制など

3) マルクス『資本論』、849ページ、長谷部訳 青木文庫版、124ページ

農業をめぐる前近代的生産関係は、このような前期的商業資本の存立を補強する。かくして、前近代的商業資本と小農民との結合、前者による後者の掌握は不可避的となる。

ii 前期的商業資本と農業協同組合

小農民が前期的商業資本の収奪に対抗し、それじたい資本主義的生産へ対応してゆこうとするばあい、その過渡形態としての協同組合は彼らにとって少なからぬ意義を有する。その意味で小生産者協同組合の成立の可能性は、まさに小農民による生産物の商品化を前期的商業資本が担っており、その結果小生産農民に対する限りない収奪が行われていることに求められる。しかしこのような協同組合の成立の可能性をただちに歴史的・一般化の条件におきかえることはできない。つまり、小農民が文字通り自給生産を主軸とし、余剰部分のみを商品化するということからみずから流通担当者になりえないという困難性は、そのままの状態では、協同組合を組織する際にもやはり同じように実現の困難性として作用する。したがって、農業協同組合が前期的商業資本に対抗してただちに一般的に成立するとみることはできない<sup>4)</sup>。むしろ前期的商業資本が農業協同組合によって排除されるというよりは、前期的商業資本を排除しうる条件をある程度備えた小生産者農民によって排除されるとみるべきであろう。そのような小農民自身による排除の条件とは、小農としてぎりぎりのところまで商業化をとげることである。つまり、商業化の進展が前期的商業資本排除の原動力であり、協同組合はそのような小農にとっての手段である。ところで、工業の場合、小経営のまま高度の商業化をとげることは一般的ではなく、ただちにマニファクチュアに発展するから、手工業者の協同組合が広汎に成立する歴史的条件はなかった。これに対し、農業の場合には、小農民経営のまま高度の商業化をとげることが可能である。この過程で小農民は労賃範疇を確立し、一部の農家層は萌芽的利潤を形成することにより、農村における前期的商業資本の存立条件が切りくずされ、このことが同時に協同組合の展開の基礎条件を作り出すことになる。

---

4) この点、渡辺氏は、小生産者に対する前期的商業資本の収奪のなかで広く小生産者協同組合が成立するようにのべておられるが、このことは歴史的事実にてらしても無理な行論ではなからうか。渡辺基稿 前掲「基礎理論」、参照

このことを基礎に協同組合は広汎な展開をみることになる<sup>5)</sup>。

他方、農業協同組合の成立の現実的基礎は、上記の条件のみに限られるわけではない。いわゆる地主階級やこれと直結する前期的商業資本が積極的に協同組合に介入、それを通して、農民を掌握すると同時にその農村支配の牙城にしようとするうごきがみられ、このことが協同組合の展開の条件となることもありうる。この場合にも、小農民は商業化の不十分なままに協同組合に包摂されることになる<sup>6)</sup>。このような内容の協同組合がどの程度展開しうるかは、それぞれの国の歴史的条件によって規制されることである。しかし、その基本的性格はあくまでも小生産者協同組合である。

### iii 農業協同組合の機能

小生産者（ここでは小農民）が協同組合を組織する直接的でしかも主要な契機は、個々には商品化できない自己の生産物を協同組合を通して市場に直結することにあり、このことを通して前期的商業資本を排除することにある。しかも、その展開を裏づけするものは、小農民による高度の商業化である。もちろん、農業における商業化はたえず小農民を分解し、あるいはその性格を変化させずにはおかないが農業生産に対する特有の制約条件が作用するなかで特有の商品化構造をつくり上げる。とくに、小農民的生産のなかで

5) この点に関しては農業協同組合に関する次の見方、すなわち、農業協同組合を、帝国主義段階における小農保護の農業政策の一環として、またその遂行機関として位置づけ、帝国主義段階の農業問題を基礎に、この段階に固有的な存在である、とする見方とは力点の置き場所においてかならずしも一致しない。たしかに農業協同組合が広く展開するのは、帝国主義段階においてであるけれども、この見方によれば、小農が前期的商業資本と対抗するという側面とそれが歴史的にも帝国主義段階になる以前から部分的ながら出現するということが軽視されがちになるし、さらに農業政策を小農保護政策として見ることからくる農協の機能に対する局限した見方を克服することがむずかしいからである。

東畑精一、宇野弘蔵編『日本主義と農業』第二章 第五節、「農業協同組合」(大内力稿) 1959年、岩波書店

佐伯尚美著『日本農業金融史論』1963年、お茶の水書房、参照

6) この点につき、渡辺氏は地主的協同組合を別にとりだして指摘され、ドイツの場合、ユンケルが中心になって、「封建的収取地盤の維持とユンケルの資本主義的生産方法との移行を助けるという二重の役割」を果たしたとされるが、ドイツにおいてこの種協同組合がはたしてどの程度一般的であったかということはいまだ歴史的に実証されていないことであるし、まして小生産者協同組合と対置させて地主的協同組合を、類型化することは無理であろう。渡辺基稿 前掲「基礎理論」参照。

相対的に恵まれた立地条件をもつ経営は、差額地代（あくまでも擬制的意味においてにすぎないが）を取得し、それをよりどころにより高い生産力を発揮する。この場合、その蓄積条件の地域差が主として「差額地代」に依拠していることから、よりすぐれた生産力形成は一定の地域的まとまりを示し、いわゆる主産地を形成する<sup>7)</sup>。このことは、小農的商品化構造の特質をなしそれじたい農業協同組合成立の基礎条件である。

さて、農業協同組合の経済的機能について考察するには、商品流通過程における一般的機能を明かにし、さらにそれを流通機構の諸段階に則して具体的に検討する必要がある。

まず、小農的商品生産を擬制的に産業資本の運動形態  $G-W < \frac{P_m}{A} \dots P \dots W'-G'$  をあてはめるならば、その流通段階は、 $G-W$  と  $W'-G'$  となるが、この場合、小農的商品生産のもとで生産された  $W$  は単純な商品であって産業資本の生産過程をへた商品資本  $W'$  とはことなる。しかし、かかるものとしての  $W$  も前期的商業資本のもとで商品資本となるが、このような商業資本の運動  $G-W-G'$  は生産過程の必然の結果としてではなく、まったく別個の、それじたいの過程として行われるものであり、それをうらづけているのは不等価交換である。したがって、このような前期的商業資本の運動の結果としての  $G'$  のうちとくに  $\Delta G$  部分は単に小農が生み出した 剰余価値としてだけではなく、主としていわゆる  $V$  部分への食い込みとしての価値収奪によっても形成される。さて、このような収奪に対し、その奪回と前期的商業資本の排除をめざす協同組合もまた、小農民的生産を基盤とすることにおいて前期的商業資本と存立条件が共通するが、後者が小農民から独立することによって商業資本一般の機能  $G-W-G'$  を果すのに対し、協同組合は小生産とたえず密着していることによってその独自の機能を果し、前期的商業資本に対抗しうる条件をもつことになる。つまり、小農生産物  $W$  が資本制的商品ではなく単純商品であり、したがってその商品化を担う協同組合が小農生産過程と密接していることによって、協同組合の機能は、商業資本の機能の

7) 主産地形成に関しては、次の諸文献を参照されたい。

川村琢著『農産物の商品化構造』1960年、三笠書房

拙稿「主産地の展開構造」『北大農経論叢』第17集、1961年、所収

拙稿「主産地形成の理論」（北大『農経論叢』第20集、1963年所収）

川村琢稿「農産物の市場問題」（『マルクス経済学大系』所収）

ように産業資本の資本商品形態における機能であること、を明確に示すことができない。したがって、また、そのような機能を自己の特殊な機能として自立化した資本としての機能つまり近代的商業資本としての機能を明確に果すこともできないのである。

このような制約のもとで小農生産物の商品化（価値実現）を行なうための特殊な取引形態は生産者による委託である。この取引形態は、次のような特徴をもつ、第一に生産者と協同組合との間に商品売買が行われないために商品売買に直接投下されるべき「商業資本」を全面的に節約することができるので小生産者がみずから生み出したM部分、さらにはみずからのV部分にまでくいこんでこのための資金（「貨幣資本」）を協同組合に投入することが省かれる。第二に、主として商品売買の技術的操作に支出される「商業資本」（森下氏のいわれる売買操作資本）相当分の資金を協同組合に結集することになるが、この部分も協同組合の商業機能の如何によってはかなり節約できる可能性をもつ。このようにして、協同組合は、等量の商品を扱う場合であっても前期的商業資本に比べて相対的に少い資金（「流通資本」）によって存立し、その機能を果すことができる。もっとも、これと類似した取引形態は、産業資本のもとにおいても信用の発達を基礎に、いわゆる「委託売買資本」<sup>9)</sup>によって行われるが、協同組合がこれと異なる点は委託売買資本が近代的商業資本の新しい形態として生み出されるのに対し、協同組合による委託取引は小農民にとってこの取引形態以外にみずから商品化する手段がないことによって実施される、という点である。したがって「委託売買資本」が取得する手数料のなかにすくなくとも「売買操作資本」に対する平均利潤を含むのに対し協同組合における手数料はかならずしもその部分を含まずこれが欠けることがあっても協同組合として成立しないわけではない。それは、協同組合の取引形態が単に委託商業であるばかりでなく、それが協同組合によっておこなわれることにより、いくつかの特徴をもつからである。それは、(1)協同組合が取扱う商品は原則として組合員の経済と直接関連するものに限られる。つまり組織の構成員が同時にその利用者である。(2)したがっ

8) 森下氏はこれに相当する商業資本のことを「商品買取資本」と名づけておられる  
森下二次也著『現代商業経済論』有斐閣、1963年、112ページ参照。

9) 森下二次也著、前掲書、222ページ

## 商業資本と協同組合

て協同組合の運営は、組合員の経済が追求する方向に沿って決められる。これを人格的にいえば、協同組合の運営は組合員じしんによって決められる。(3)かくして協同組合の運営の責任は、最終的には組合員じしんにかかる。このような特徴を総じて協同組合と組合員の個別的経済との「密着性」とよぶことができる。つまり、協同組合は、組合員の個別的経済から自立していないが、このことは反面では、協同組合の経営体としての存立条件としてみれば他の企業形態に比べてきわめて有利なことである。さらにこのような協同組合の委託商業が信用の発達によってより広範囲に行われるようになることはいうまでもない。また、以上のことから農業協同組合の主軸となるのが生産物の販売機能であり、したがって販売組合がこの種協同組合の主要な形態であるといえる。このような販売組合の介在の合則性をより具体的に追求するためには、これを小農生産物の流通過程の諸段階との関連でみる必要がある。小農生産物が資本主義的再生産構造のなかにくみ入れるために通過する流通過程は、すくなくとも、集収、中継、分散の三過程として把握することができる。このうち、中継、分散過程は基本的には近代的商業資本によって担われることになり、とくに中継過程はそれじたい「売買操作資本」として純化する傾向をもつ。これに対し、収集過程は、農業生産が小農の商品生産として行われるかぎり、基本的に近代的商業資本によって代置されえない。たとえば、中継機関が近代的商業資本になろうとも、収集過程は、依然として前近代的商業資本によって担われことになる。しかし、近代的な中継機関と前近代的商業資本の直結は、それじたい矛盾をはらみ、近代的な中継機関のいっそうの近代化を妨げる。その意味でも収集過程に介在する前近代的商業資本は、社会的に排除されようとするが、小農生産物の商品化を近代的商業機関によって担うことはきかめて困難なことである。これに代置しうるのは基本的に販売組合のみである。かくして、販売組合は、小農生産物の主たる収集機関として、その合則性を単に内在的にばかりでなく外在的にも与えられるのであり、中継機関が近代化されているばあいには、それとの直結をよぎなくされる。つまり、販売組合は、小農生産物を収集しこれを中継過程の近代的商業資本につなぐもっとも合理的商業機関なのである<sup>10)</sup>。

10) 川村琢稿「農産物販売組合の性格」(鈴木鴻一郎編『マルクス経済の研究(下)』1968年、東京大学出版会刊、所収)、参照

しかし、協同組合の形態は単に販売組合に限られるわけではない。すくなくとも信用組合や購買組合（生産資材購入）もその形態として重視しなければならない。これらの形態の協同組合の成立ならびに発展の基礎条件は販売組合のそれと基本的に共通しているが、具体的条件と発展過程はそれぞれの形態ごとに異なる。小生産者信用組合は、いうまでもなく生産資金（貨幣資本）の調達を主要な目的として成立する。小農民が生産資金を必要とする契機は大別して二つある。そのひとつは個々の農業の再生産構造が未確立の段階で前貸資金を必要とする場合であり、ふたつには、拡大再生産のための資金を必要とする場合である。前者の場合、前貸された「貨幣資本」が回収される基礎はその生産構造のなかに確立しておらず、ときには元本の回収すら困難である。ここに前近代的貸付資本が介入する基礎がある。そして小生産者協同組合がこれに対抗して成立する。その基本形態は対人信用にもとづく相互金融である。しかし、この種信用組合が成立するためには、小農間の相互金融だけでは多くのばあい不十分であり、その不十分さを補うものとして、あるいはそれをよりどころとすることを目的として地主的金融が介入してくる場合が多い。あるいはその補足が最初から国家機関によって行われる場合もありこれをよりどころとして地主的金融が行われることもある。つまり、第一の契機にもとづく初期の小生産者信用組合は、小生産農民のみによる相互金融としてなりたつことはきわめて困難であり、地主的協同組合としての性格を強く保持している。第二の契機は、拡大再生産のための資金需要が一般的金融機関（銀行資本）の貸付によって満たされえないことに端を発する。この場合生産手段を基礎とする抵当信用や商品信用によって極力、相互金融の方向が追求されるのであるが、やはりそれだけでは不十分であり、地主的金融ないしは、国家資金を基礎とする制度金融の流入を不可避的とする。

小生産者信用組合は、その成立がどのような契機にもとづく場合であっても、小農じしんによる相互金融として展開することはきわめて稀であり何らかの外的補足が必要である。これは、とりもなおさず小農的農業金融の特質をなし、それによって信用組合が性格づけられていることを意味する<sup>11)</sup>。

11) もっとも、このことは小農の相互金融の成立の可能性をまったく、否定するものではない。しかし、資金不足の小農がたんに信用組合を結成するというだけでは、その資金需要が満たされるという保証はない。むしろ小農上層や富農が「資本」蓄

## 商業資本と協同組合

購買組合は、ここでは生産手段（生産資材）の購入に限って考察されるべきである。農業において外から供給される生産手段のなかには資本制的商品が含まれており、資本主義の発展にともなうその占める地位は大きくなる（生活物資の購入に関しては労働者消費組合と本質的に異なる）。このように購買組合はその取扱う商品がおおむね資本制的商品であることにおいて販売組合と異なる。したがってその流通は、すくなくとも卸売段階までは近代的商業資本によって担われているとみることができる。しかしこれら商品がさらに小農の手許にまでとどく過程つまり小売過程については、近代的商業資本によって担われることはまったく不可能ではないがきわめて難かしいことであるといわねばならない。その理由としては、ひとつには、小生産者農民による生産手段の購入は、すでに前近代的商業資本によって多くの場合前近代的金融をともなう担われていること、ふたつには、これら前近代的商業資本の存立条件をなす小農の農業生産構造は、その零細分散性のゆえに不安定、非能率であり、一般的利潤率による商業利潤の成立を妨げること、などがあげられる。しかし、資本制的商品の価値実現にとって、市場の拡大と組織化は不可欠であり、そのような機能を担う機関が要請される。このことは購買組合成立の外的条件である。その内的要因はいうまでもなく小生産者農民による前期的商業資本の排除である。そしてその具体的な取引形態は共同購売である。この方式は、それによらなければ社会的水準以上にかかるであろう「売買操作資本」の節約機能を果す。とくに、購買組合が、商業信用を併用する場合には、その節約効果はいっそう大きくなる<sup>12)</sup>。

以上、のべたように、協同組合は、販売組合を主軸とし、信用組合、購買組合が、それぞれの形態をとって発展するけれども、とくに、商品流通における信用の役割を重視するならば、販売組合ないし購買組合が信用組合的機能を合わせ行なう場合には、資金の有利な運用によってその本来の機能をいっそう補強することができる。しかし、他面において、それぞれの形態の協

---

積を行なった場合、その蓄積分を相互金融に投ずることはありうるが、いつまでも信用組合にとどめておくことはできない。それは一般金融機関を通じて貸付資本となるであろうし、逆に彼らの資金需要は、一般金融機関の貸付対象となりうる条件をもっている。

12) 川村琢，川端俊一郎稿「商業資本と信用に関する若干の考察」（『農経論叢』第22集，所収）参照

同組合が、兼営の形態にもちこまれた場合、一定の制約を受けその機能が硬更化することも否定できない。

#### iv 農業協同組合の性格

小生産者協同組合の性格は、その構成員である小農民の経済的性格によって特色づけられている。まず、第一に組織の性格にふれよう。小商品生産者としての小農民は、本来、その商業化を通して分解すべく方向づけられており、異質化を内包した同質的存在である。協同組合は、何よりもまず同質の性格、同等性に基礎をおいて成立し機能する。しかし、このことは、ただちにその人格的平等性に置きかえられるべきではない。すでに指摘したように協同組合を「組織体」とみなし、ないしはこれに「組織原理」をあてはめることは、すくなくとも協同組合の経済構造を明かにするかぎりでは決して有効な方法とはいえない。多くの場合「一人一票制」が協同組合の運営原則として重視され、これを基礎に協同組合の「人格的結合」が強調されるのであるが、小生産者協同組合の場合、それは、個々の経営がそのありのままの状態に協同組合の運営に参加することの人格的表現であり、その実質的意義は「一経営一票制」である。それゆえ、分解の進行によって組合員の不平等が顕在化すれば、それにともなって「一人一票制」を運営原則とすることによる内部的矛盾も激化し、やがては顕在化せざるをえなくなる<sup>13)</sup>。

第二に、小農民の組織化は、その個々の経営を基礎に行われるわけであるが、経営そのものの参加ではない。一般に小農的生産を生産過程と流通過程とに分けると、生産過程は個々の生産過程のままであって協同組合に何らの参加もしない<sup>14)</sup>。他方、流通過程における商品流通機能は、基本的に前期的商業資本に委ねられていたわけであるが、それが協同組合形態の流通に置き

13) しかし、現に、農民層分解が進行するなかにあつて、「一人一票制」がほとんど表面に顕在化しない理由としては、別の側面から補つてみる必要がある。それは協同組合が「経営体」として純化の方向をとればとるほど、資本制的企業がたどっている方向と同じように、「所有と経営の分離」がしだいに明確になり、運営方針の決定は、かならずしも一人一票制にもとづく総会に委ねることなく決められ、総会は単なる確認の場にすぎなくなるからである。しかし、このことは一人一票制が運営原則として、それじたい内部矛盾をはらみつつ貫徹することを決して否定するものではない。

14) 小生産者協同組合の内容として生産組合を含める場合には個々の小生産者の生産過程が協同組合にまとめられる(部分的にせよ全面的にせよ)のであるが、このような協同組合は一般的でないので、一応考察の対象からははずすことにする。

かえられ、そのことによって流通機能は小生産者の手に奪還される。この場合、協同組合は、小農生産物が一定量集積される場所ないし施設であると同時に流通機能を果すのに必要な資金（＝「売買操作資本」）の蓄積された場であり、両者の側面が統一された場としてそこで一定の経済的機能が果されるわけである。つまり、現実には協同組合のなかに包摂されているのは、個々の経営そのものでなく、一定量の商品ならびに資金である。しかし、すでに「密着性」として指摘したように、その機能が組織化の目的に沿うものであるために個々の経済の意志が反映されなければならず、そのようなものとして小生産者協同組合の運営原則が確立される。

第三に、協同組合に集積された資金の性格も上記のことと強い結びつきをもっている。これを販売組合を中心にしてみよう。販売組合の具体的取引形態は、すでに指摘したように委託取引ないし委託商業である。これは受託者と委託者の間にける信用を前提として成立っており、とくに受託者は、最終的には委託者に対して危険負担を転嫁するという利点をもっている。この種の取引における資金が「売買操作資本」的の性格をもっていることはすでに指摘したとおりであるが、俗にいう委託手数料のなかに「売買操作資本」部分に対する商業利潤を含んでいるかどうかによって、資金の性格もかわってこよう。しかし、その機能が、商業資本と本質的に異なるものであることはあらためて確認しておく必要がある。しかし、他方で協同組合によって実現した経済的利益を個々の経営に還元するための間接的方法としてとられている利用高配当の原則（商品に対する配当）は、出資高配当の制限という原則によって協同組合の商業資本としての自立化をチェックしているにもかかわらず、単なる商品としての小農生産物を商品資本化する要因となり、やがては委託商業にかわる買取方式を部分的に採用する結果にもなりかねない。このことは、協同組合による前期的商業資本の排除が、単に前期的譲渡利潤の奪還とその小農への再配分ということではなく、それじたいの近代化、つまり前期的譲渡利潤の社会的存在の廃絶を志向するものであり、そのかぎりで一定の社会的合則性を有するものであるがゆえに、避けられない傾向である。とくに協同組合は、一方の極において小農民と結びつくが、他方の極では主として近代的卸売資本に結びつくことになるので、その意味でもそれじたいの近代化を迫られるのである。このことは、連合会の成立によっていっ

そう明かとなる。

そこで第四に、連合会についてのべよう<sup>15)</sup>。われわれの理解によれば、農業協同組合における連合会の成立は、農業の商業化の進展の過程で、その市場構造が地方分散的市場から広汎な共通市場への展開がなされ<sup>16)</sup>、それに見合って流通機構がいっそうの近代化をとげた段階に照応している、と見ることができる。より具体的には農産物流通機構における中継過程の展開に照応している。むろん、連合会の成立、発展は、かならずしも画一的な過程をたどるものではないけれども、もともと零細分散的な小農生産物について単位協同組合を通して一定規模以上に取引を大量化することは無理であり、そのような制約下では、単位農協じたいの市場対応機能を制約することになるので、それを補強する意味で、連合会の成立を促すことになるのである。しかし、協同組合は、この時点から新たに矛盾をはらむことになる。その内容と形態はきわめて複雑であるが、ひと口に言えば、連合会は、事業上も組織上も農民と直接関連をもたないので、「商業資本」としての自立化を強め、単協との密着よりは、連合会が他方の極において接している近代的商業資本（中継過程の商業資本）への接近を強めるのである。美土路氏のいわれる「反対物への転化」が強まるわけである。また、連合会の構成員である単位農協は、単位農協構成員のもつ等質性、同等性が相対的に弱いため、そのことを根底にして成立っている協同組合運営原則の貫徹をいっそう困難にする。とくに、連合会が全国段階で成立する場合には、その契機、存立条件ともに、後述する農産物市場の国家独占資本主義的再編成と無関係には論ずることができないのである。

## 2. 消費組合の機能と性格

消費組合は、古くから協同組合の典型とされ、その性格ならびに機能は、多くの論者によってひろく協同合一般にあてはめて考えられてきた。すでに定式化されている協同組合の商業利潤ならびに商業資本排除の機能は、消費

15) 川村琢稿「農産物販売組合の性格」(鈴木鴻一郎編『マルクス経済学の研究(下)』1968年、東京大学出版会刊、所収)参照。

16) このことについては、拙稿「主産地の展開構造」(『農経論叢』第17集、1962年所収)参照。

## 商業資本と協同組合

組合を対象として明かにされたといっても過言ではない。消費組合の分析を通して明かにされたことのすべてがただちに協同組合一般に適しえないことはすでに指摘したとおりであるが、かかる消費組合が、資本制下の流通機構のもとでどのように位置づけられるか、という視点からの分析はこれまではほとんどなかったといってよい。

上記のような視点から見るとき、すでに指摘したように、小生産者協同組合は、前期的商業資本に対抗して、小農生産物の収集過程における主要な担い手としての位置づけが可能であった。消費組合はどうであろうか。

まず、消費組合の主たる構成員は、労働者である。むろん、都市小業者や、ブルジョアジー、その他の職業に従事する人々も加わりうるが、いずれも主たる構成員たりえない。ところで主として労働者が消費組合を結成する目的は何か。いうまでもなく、それは彼らの生活に必要な諸商品の購入をできるだけ有利に行なうことにある。労働者以外の諸階層が参加したばあいでも、その目的は基本的に共通している。そして、このことを基礎に、構成員の同一性、等質性が保たれる。それは、第一に労働者の所得水準にそれほど大きなひらきがないこと、第二は、たとえ労働者以外の諸階層が参加していても、生活必需品の消費水準の格差は所得格差ほどには大きくないこと、に根拠を求めることができる。このようにして、消費組合は、それが生活物資の有利な購入を目的として組織されるかぎりにおいて、その構成員は購買者としてほぼ均等な立場に立つが、このことは、構成員が消費組合に参加する際に、表面的に人格的参加の形態をとってもそれほど矛盾を生じないことを意味する。このことから、消費組合が本来的に人格的結合のうえに成立っており労働者の大衆的組織としての側面をもっているということを強調する見解もあるが<sup>17)</sup>、この見方は、次の諸点から批判されなければならない。第一に、消費組合に結集する大衆は、たとえその中心が労働者であっても、生活物資の共同購入を目的とするかぎり消費者ないし購買者としての性格に依拠しているが、このような立場は、本来超階級的な立場であり、したがってこのような立場から自己の経済的立場の改善を追求しても直接的には何ら労働者階級の解放に結びつくところがない。第二に、たとえ労働者階級の消

17) たとえば菅沼正久稿「協同組合における矛盾の理論(中)」(『農村研究』第23号)51ページ参照

費生活の改善に重点を置いて、それは与えられた賃金の支出形態の改善にすぎず、それを通して実質賃金の部分的上昇に若干の貢献をなしうとしても、そのことによって資本制生産のもとでの剰余価値生産には何ら迫ることができない。第三に、消費組合の活動がこのようなものであるとすれば、その直接の対決の相手は、多分に前期的性格をもつ小売商であり、そのかぎりでは、産業資本の利害とも一致する。しかし、それ以上のものではないのであって、その意味で、産業資本を中心とする資本家階級の利害と直接的に対決する労働組合とはその本質を異にしており、そのなかに運動としての側面を見出すことは困難である。

かくして、現実に消費者の人格的結合の形態（しかし、それは実質的には購買者の結合）をとる消費組合は、その運営原則もまた、人格的参加の形態をとり、一人一票制を基軸とすることになる。この場合それが実質的に構成員の購買力の表現であるにもかかわらず、それほど大きな内部矛盾を生じないのは、前述のように、購買単位が比較的均等しているからである。

さて、消費組合は、具体的には組合員による共同購入の形態をとるが、これは、一種の委託商業である。この結果、これを「資本」視点から見るとき商業資本のうち商品の購買にむけられる、つまり商品資本に転形される資本部分（＝森下氏のいわれる「商品買取資本」）は全面的に節約され、もっぱら売買の技術的操作にあてられる資本部分（＝「売買操作資本」）があれば十分である。組合員はこの「資本」部分を出資金の形態で調達する。このようにして消費組合が商品の現実的交換を媒介するかぎりにおいてそれは商業資本として機能しているのであり、この点において商業資本一般と何ら異るところがない。このような基本的把握のうえに立って消費組合のいくつかの独自性をうち出すことは比較的容易である。すなわち、第一に、「売買操作資本」部分に対してからなずしも平均利潤を求めないこと（その基礎には、委託商業による危険転嫁がある）、第二に、取扱い商品の種類と量が組合員の需要に規制されること、などである。しかし、これらはいずれも消費組合にとって絶対的制限とはなりえず、あくまでも他の企業形態と比較しての相対的制限にすぎない。さらに、この相対的制限要因をつきつめれば、「委託商業」形態がさらに具体的に「共同購入」形態をとることにあり、このことを通して組合員と消費組合の商業信用の授受がより直接的に行われることに求

められる。運営原則のひとつである「利用高配当」もこのことから派生するわけである。

このような特殊な委託商業としての消費組合は、かかる機能を通して、前期的性格を色濃くもつ小売商と対決し、これを排除するのであるが、このような前期的商業資本の排除は、もっぱら消費組合だけによって行われるというわけではない。生活用消費財の分散過程は、たしかに零細分散的であり、そのかぎりにおいて前期的商業資本の介在を許すのであるが、都市化の進展のなかで、消費の分散性が漸次克服され、それを基礎に、かかる分散過程に近代的商業資本としての小売商の存立が可能となるからである。この点は、小農生産物が依然として零細性と分散性を克服しきれず、それゆえ近代的商業資本の一般的介在を許さないのと対蹠的である。かくして、前期的商業資本排除の主役は、むしろ近代的商業資本としての小売商業機関である。こうした条件のもとで消費組合が、なお前期的商業資本排除の機能を果しつつ現実の流通過程に進出しようとすれば、それが、近代的商業資本としての小売商に十分対抗しうるだけの競争条件を持つ場合である。つまり、消費組合は、すでに多くの論者によって指摘されているように、その構成員にとっても、また社会的にも、資本の立場からも、合則性をもつのであるが、それがただちに現実の流通過程で中心的役割を担うことを意味するわけではない。むしろこのようなことは特殊な歴史的条件によって支えられたときのみ実現できる。その意味で、消費組合は、一般に小生産者協同組合（とくに販売組合）が小農の流通過程で果すほどの歴史的地位を有していないとみることができる。

### 3. IIIの補遺—協同組合運営原則の意義

前記のように、協同組合について、小生産者と消費組合をそれぞれ別個にとりあげ、その特質を明かにしてくると当然次のような疑問が生ずるのである。すなわち、協同組合の代表的形態として小生産者協同組合と消費組合とがそれぞれ、成立の基礎、構成員の経済的性格、その機能においてそれぞれ特質を有しながら、ほとんど共通した運営原則に立脚しているのは何故か、ということである。このような観点から協同組合の運営原則のなかでとくととりあげる必要のあるのは、一人一票制の原則と、利用高配当の原則、出資

高配当制限の原則，などであろう。いずれも，協同組合の両形態に共通している。このように主要な運営原則が共通していることから，どの種類の協同組合にも共通した協同組合原論を構築しようとする試みは少なくなかった。しかし，かかる試みがそれぞれの種類の協同組合の本質を明かにするうえでかならずしも的を射ていないことはすでにふれたとおりである。それにもかかわらず，現実の運営原則がほぼ共通しているのは，第一に，それぞれの種類の協同組合員が協同組合に求める目標（その内容は協同組合の種類によって異なるけれども）を実現するうえで，類似した運営原則を持ちうる条件をもっているからであり，第二には，その類似した運営原則が現実にはほぼ一致した原則として確立したことについてはまさに歴史的過程そのものとしてとらえるほかはないと思われる。つまり，具体的には，イギリスのロッチデール組合において体系的に確立した「協同組合原則」がその後の各国におけるさまざまな種類の協同組合の運営原則の骨子となりうるような歴史的条件が与えられたのであり，そのことにより世界の協同組合の先駆たりえたのである<sup>17)</sup>。それゆえ，このような運営原則の共通性が，それぞれの種類の協同組合の経済的性格の異質性のうえになりたっているかぎり，そのもつ意義は，協同組合ごとに異なるはずである。ちなみに，一人一票制の「一人」の実質的意義は，すでに指摘したように，小生産者協同組合のばあいには「一経営」であり，消費組合のばあいは「一購売者」であった。また，利用高配当のもつ実質的意義は，小生産者協同組合の場合には，経営への歩もどしであり，消費組合のばあいは価格割引きである。また，出資高配当の制限も，小生産者協同組合の場合には，消費組合と共通した理由のほかにも，小生産における資本蓄積が阻害されることをふせぐという配慮も含まれているものと思われる。このように，共通した運営原則の意義づけも協同組合の種類によって異ると同時に，原則を貫徹させてゆくうえでの内部矛盾のあらわれ方もそれぞれ異なる。小生産協同組合の場合には，この種の矛盾がより激しくあらわれる。また，連合会は，この矛盾のあらわれ方が，単協よりもいっそう激しく，現にある程度の修正が行われている<sup>18)</sup>。

17) 足羽進三郎稿「農業協同組合」(矢島武，崎浦誠治編『農業経済学大要』1967年，養賢堂，所収)参照。

18) 連合会の分析については次の論文が参考になる。

#### IV 農産物市場政策と農業協同組合

前節までにおいて確認したことは、農業協同組合が、農業の商業化を基礎に農産物市場において前期的商業資本の排除（単にその譲渡利潤の奪還と再配分ではなくその廃絶を含む）を目的とし、しかもその主役として登場するということであった。かかる機能は、資本主義が高度に発展し、国家独占資本主義といわれる現段階においても基本的に変っていない。いわゆる小農の商品生産が存続しているかぎり、前期的商業資本の存立の基礎は依然として失われていないからである。しかし、現段階の農業協同組合の機能はこのことだけにとどまらない。それは、農業構造の変化、ならびに流通構造の全体的な変化のもとで、農産物市場が構造変化をきたし、そこに介在する農業協同組合も一定の変化を蒙らざるをえないということである。この結果農業協同組合の機能と構造は総体として複雑化し、内部矛盾も拡大する。

##### 1 農産物市場の構造変化

このことについて詳述することは小論の主題ではないけれども、農業協同組合に関連するかぎりでのべれば次のごとくである。

第一に、農業の商業化は、たえず小農生産を分解しつつ進行し、そのことは独占資本主義段階においても貫徹するのであるが同時にこの段階では、小農の正常な形態での分解を阻止する要因も強く作用し、一部に上向的展開をとげつつも、大量の小農が、基本的に小農のままに高度の商業化をとげ、資本主義的再生産構造のなかに深く組み入れられる。もちろん、この場合でも小農間では、商業化を通して競争が強く働き、その分解基軸の上昇とあいまって、総体としての農民層の激動をとげる。そして、ひとたび資本主義的再生産構造のなかに取り込まれるやいなや独占資本的収奪機構のなかに位置づけられ、あらゆる手段を通して、独占利潤拡大のための収奪を受けることになる。それは直接的には、小農にかかわる流通過程を通して行われるのであるが、農業協同組合はかかる農村収奪機構の根幹をなす。

第二に、独占資本主義段階では、その独占利潤を拡大するために、全般的

---

管沼正久稿「農協経営組織の理論的考察」（協同組合経営研究所『研究月報』1967年、3月号、所収）

に流通機構の再編成を強行する。自立した商業資本を自己の系列のもとに引き入れ、手数料商人化する<sup>1)</sup>。このようにして、独占資本は生産の集中、集積と流通過程の系列化を基礎に独占利潤のあくなき追求を行なう。しかも独占資本にとって、小農の生産は、独占利潤取得の有利な対象となる。というのは、独占利潤は、本来、不等価交換のもとに実現するが、小農の生産は、零細分散性と、それじたいの再生産構造の特質（労働範疇の自立化が不完全）のゆえに不等価交換を成立させる基盤をもっているからである。しかしその実現のためには、流通機構が小農生産のすみずみまで組織化されていなければならない。この場合、前期的商業資本は不適格であり、手数料商人もまたその与えられた商業利得の範囲内にかかる機能を果たことがきわめて困難である。一面において不等価交換の条件を確保し、他面において流通近代化に適合し、その系列化に組み入れられるべき商業機関としてもっとも適切なのは農業協同組合である。

このように、農業協同組合は、独占資本主義段階では、一方において農業における高度の商業化を基礎にそのいっそうの展開の条件を与えられるのであるが、他方において、その存立の現実的基礎は、独占資本主義下の流通機構にくみ入れられることによって与えられているのである。このため、農業協同組合は単に既存の組織の再編成としてばかりでなく、独占資本の政策的要求によって新たに設置されることすらある。この段階におかれている農民は、単に前期的商業資本の排除という経済的要求にとどまらず、独占資本主義体制下で不当に価値以下に引き下げられた労賃水準を回復しようとする要求を強くもつのであるが、かかる要求を農業協同組合を通して実現しようとしても、協同組合はもはや、それを実現するだけの条件をほとんど持ち合わせないのである。その意味で、独占資本主義段階のもとで農民がもつ要求をただちに農業協同組合の「独占資本の矛盾と抗争する面」<sup>2)</sup>に結びつける伊東氏の見解は肯定しがたい。もっとも、このような状態におかれた農業協同組合であっても、その取引を通して一定の利得を農民に還元できることもあるが、それは、文字通り、売買上の利得（したがって販売者ないし購買者と

1) R, ヒルファディング『金融資本論』, 1909年, 第13章(林要訳, 大月書店版, 317ページ以下)参照。

2) 伊東勇夫『現代日本協同組合論』, お茶の水書房, 1960年, 129ページ

して受けとる利得)ないし流通費用の節減による利得であって、基本的に独占利潤をおびやかさない範囲内において許容されているにすぎない。

## 2. 市場政策の展開と農業協同組合

国家独占資本主義をめぐる議論はここでは直接問わないが、すくなくとも全般的危機以降の世界資本主義が、どの国においても、経済構造に対して強い政策的介入をよぎなくされ、国家権力を根幹とする収奪機構をつくり上げ農業政策もまたその域外にないことは否定できないところであろう。農業政策についていえば、構造的変質をとげつつある世界農産物市場のもとで独占資本の意図する食糧政策と激烈な労働力流出政策、それに附随する構造政策を一挙におしすすめようとするところにあり、かかる目的に適合した農民層分解をおしすすめ、そのために、あらゆる機構を再編成することにある。これを農産物市場政策についていえば、その中核に据えられるべき政策は価格政策である。かかる政策目標を的確に実現するために流通機構の再編成が行われる。とくに価格政策が重点的な効果を発揮すべく特有の形態<sup>3)</sup>をもって実施されるためには、それをうらづける流通機構が不可欠である(くわしくはこの共同研究の三国氏の論稿にゆずる)。とくに、依然として、大量に存続する小農を対象にして、目ざす農家階層に意図どおりの効果を発揮させるためには、小農を広汎に組織して、その政策目標を実現するだけの条件をもつ流通機構が必要である。農業協同組合はその目的にもっとも適合している。さらにそれを補強する連合会を含めてその系統組織は、いまや、国家機構のエージェントとしての役割を担うことになる。もちろん市場政策のうち出され方は、その時期により、また農産物種類によって異なる(詳しくは共同研究の三田氏の論稿にゆずる)が、とくに、直接的な国家統制が実施される場合には、たとえば販売組合としての内実を失い、単なる集荷機関と化してしまう。金融市場における信用組合の役割はもっと明白である。いずれにしても、農業協同組合が、国家独占資本主義の市場政策を遂行するための基礎的条件を提供しつつ、農業協同組合としての実質を失いつつあることに注目すべきであろう。もっともこの場合ですら、農業協同組合は一定の手数料を期待することができるけれども、それは、みずから得たものではなく、国家権

3) その形態については、次の論文を参照されたい。

川村琢稿「農産物市場」(矢島武、崎浦誠治編『農業経済学大要』、養賢堂、1967年所収)

力によってその最低の存立条件を確保するために与えられたものとしての性格をもっている。したがって農民に還元する余裕はほとんどないといっている。また、この段階の農民は、価格政策をはじめとする市場政策に対して強い要求を持つのであるが現に市場政策の遂行を裏うちしている農業協同組合が基本的にこのような農民の要求を実現する立場にないことは否定できない事実である。

## V わが国農業協同組合の機能と性格

最初に、わが国農業協同組合の性格を明かにするうえでの基本的視角についてふれるならば、それは総合農協の形態をとっていることの解明に求められ、このことにより、その「資本」機能の特質ならびに現段階の資本主義的再生産構造への位置づけが行われるべきであると考えられる。以下、現段階に至る歴史的経過も含めて考察する。

### 1. 産業組合の歴史的性格

戦前の農業協同組合、つまり産業組合は、大筋において信用組合—購買組合—販売組合という経過をたどって普及し進展した。より正確には、信用—信用購買—信用購買販売という兼営化を通じて漸次総合農協へ接近したと見ることができる。もちろん、このコースから外れて販売組合や購買組合が部分的に独自の発展をとげた事例もみられるが、それらも含めて、その展開の動向は、基本的に商業的農業の発展の度合と性格に制約されたといえる。その意味で、議論を進めるうえで必要な範囲に限って、商業的農業の動向とそれに立脚する農産物市場の特質についてふれ、これとの関連で産業組合の歴史的性格についてのべることにする。

明治期以降のわが国農業の生産力構造は、農民経済における低い商品生産形態、したがって自給生産の優位、耕作規模の零細制と経営立地の分散性、さらに部落共同体の家父長制的諸関係のもとに半封建的農業生産の内実を強く残存させていた。このような生産力構造のうえに築き上げられた地主的土地所有も、これらの前期的生産関係を基礎に、漸次寄生化を強め、そのもとにおかれている小作農も、経営上の自立性を欠き、寄生地主に隷属するほかはなかった<sup>1)</sup>。

1) 平野蕃稿「商業的農業の展開と地代範疇」(近藤康男博士還歴記念出版『日本農

このような半封建制下の農業に立脚する流通過程は、地主経済を中心とする商品流通であった。それは第一に、地代形態が現物地代であることにより小作米の商品化は地主の手に委ねられていたこと。つまり商品生産を基礎としない農産物商品化が成立し、また、このような地主的商品化を基礎に前期的農産物流通機構が作り上げられていたこと。第二に、自作農生産物の商品化も、このような前期的流通機構にのせざるをえなかったことは、自作農じたいが商品生産として未成熟であることから避けられなかったこと。第三に商品化率の高い特産の商品化作物も、農民経済に対する位置づけは副業的商品生産ないし複合的商品生産でしかなく<sup>2)</sup>、農民的流通機構は独自に形成することはきわめて困難であってその商品化は領主経済下の特権的商人としての性格をのこした前期的流通機構に委ねるほかはなかったこと、などに起因している。このように、産地段階、つまり収集過程における農産物流通の主たる担い手は前期的商業資本としての性格をもつ商人であり、それは中継過程に米穀取引所が成立する段階においても存続した。この間、昭和期に至るまで、販売組合がこれらに対抗して広汎に展開する条件は持ち合わせなかったと見てよい。それは基本的には商業化の程度が低く農民経済における労賃範疇の確立が未成熟であったからにはほかならない。

むしろ、協同組合としての展開は信用組合が先行した。それは、農業不動産銀行、地主的な地方銀行などの整備と併行して、漸次普及した<sup>3)</sup>。そしてこの信用組合の基本的性格は、危険負担の大きい個人的な地主金融が、その性格を保持しつつ国家権力の補強をあおぎながら農業協同組合形態による信用保証を基礎とする信用組合に置きかえられたことに求められるけれども、それにもかかわらず、それが農村金融に占める比率はきわめて小さく個人金融が圧倒的であった。その本格的拡大は国家資金が大量に流入する時期までまたねばならないが、いずれにしても信用事業は、その後産業組合の他の事業を展開させるうえで中枢的機能を果たした。

信用に次ぐ購買事業（組合）の展開は、農業生産の貨幣経済化が、購入肥

業の地代論的研究』1959年、所収）参照

2) 副業的商品生産および複合的商品生産の意義づけについては拙稿「商業的農業の現段階的性格に関する一考察」（北大『農経論叢』22集、所収）参照。

3) 佐伯尚美著『日本農業金融史論』お茶の水書房、1963年、参照。

料の投入、農機具の導入など新しい農業技術の展開を基礎にしていたと同時に、それらを市場として掌握し拡大しようとする農業生産財生産部門における独占資本の市場政策によって条件づけられていた。この場合、旧来の前期的商業資本の介在とその不等価交換による前期的収奪を許した農民的商品生産は、そのまま、独占資本が不等価交換によって農民から価値収奪を行なうための基盤を提供することになる。しかし、わが国の場合、かかる生産部門における独占資本の形成が最初から国家的保護のもとに行われたため、その市場拡大も国家による補強のもとに行われることとなった。産業組合の購買事業の中核は肥料であり、それが飛躍的な拡大を示したのは昭和期に入ってからであるが、それには、肥料購入資金の貸付という裏づけがあり、このことが前期的肥料商に対抗しうるもっとも有効な手段たりえたからであり、その限りで信用事業、しかも制度金融と直結していたのであった。このように購買事業が信用事業と直結していたことは、信用売りによるいっそうの市場拡大を可能にし、内部的には資金節約に役立った。いいかえれば、わが国における肥料資本の展開とその市場としての農民的商品生産の展開との間にはずれがあり、そのもとで肥料市場の拡大を実現するためには一定の政策的補強が必要であった。それと同時に、その流通の担い手として、産業組合はかかる肥料市場の特質をそれじたいの存立条件としてみずからの事業拡大をはかったのである。さらに、肥料を中心とする購買市場の展開の過程で、購買事業に関する系統三段階制が確立していった<sup>4)</sup>。かかる信用購買組合はそれが生産物担保金融に依拠するかぎり、その資金回収の必要上、販売事業の拡大を要請する。これを農家の側からみれば、生産物担保金融を媒介にして貨幣経済が浸透し、農業生産の商業化が急速に促される。しかし、このことはかならずしも単営の販売組合の展開を条件づけるとはかぎらない。むしろわが国の販売組合は総合農協（兼営産組）の一環としてその展開の条件を与えられたとみることができる。それは具体的には米穀販売組合として発展するわけであるが、これが産業組合の兼営化の進展以前に単営の形態で何

4) この点に関し、生田氏は、最新の著作のなかで、産組拡充5ヶ年計画以前の連合会設立は自生的なものであり、5ヶ年計画の実施を契機にその性格が変わったと見ておられるが、購買市場が肥料資本を中心にして行われたことを考え合わせれば、計画以前の連合会の自主性を過大評価することはできない。

生田靖著『日本農業と協同組合』、地球出版、1968年、85ページ参照。

故発展しなかったか、また、米以外の農産物について販売組合の展開をみなかったのは何故か、という点については、さきに指摘した農産物流通の前期的性格を基礎において考えてみなければならない。まず、加工原料用、輸出用などの商品化作物についても、前期的取引が支配的であり、それをうち破るに足るだけ、農民的商品生産が専門化しておらず、したがって主産地形成も不十分であったため、それを基盤として自主的な販売組合をもって対抗することが困難であった。わずかに事例的に成立した販売組合もその大半は加工資本や前期的商人の特約組合としての性格が強かった。あるいは一部富農を含む加工業者や商人の同業組合としての性格が強かった。また、米穀販売についていえば、地主経済を基盤にする前期的取引機構がすでに強固にできあがっており、それらが購買品供給、資金貸付などとも結びついていたため単に米穀販売事業としてだけでは、産業組合もこれに対抗することができなかったのである。こころみに米穀流通における前期的取引は、明治中期以降拡大した米券制度によって裏うちされたという側面を見落すことができないのであって、この制度の主たる利用者は地主および米穀商であり、その機能は、販売、輸送、保管、商業金融の各業務を一体化し、合わせて、品質、規格の統一化によって地主米を中心とする米穀の商品性を高めようとするものであった。これに代る制度として1917年（大正6年）から発足した農業倉庫はいわゆる農民的商品生産の展開に照応していたかのごとくであるが大正期は、その利用の主体が地主、商人などによって占められており、産業組合の地主的性格を裏づける以外のものではなかった。この制度の利用主体が漸次農民に移行しはじめたのは、時期的に昭和期に入ってからであり、その設立普及に手厚い保護を必要としたと同時に、販売、信用、倉庫の各業務が一体化して産業組合の事業拡大を基礎づけた。さらにその背後に米穀市場に対する国家権力の積極的介入をあげなければならない<sup>5)</sup>。

ちなみに、わが国の米穀政策は、1921年（大正10年）の「米穀法」の制定を皮切りに推進され、ひきつづいて1933年（昭和8年）の「米穀統制法」による需給調整の強化がはかられた。かかる政策は、結局、自由市場を基礎とする米穀市場のもとで、需給調整をはかりながら一定の政策価格を実現しよ

5) 寺田由永著『日本農業協同組合論』1964年、地球出版株式会社、第一章 第二節 参照。

うとしたものであるが、それは十分な政策的効果を発揮することができなかった。このことは、政策じたいが不徹底であったことにもよるが、それを裏づける米穀流通機構が未整備であって、地主経済を基礎とする前期的流通機構が収集過程を支配的に掌握し、さらにそれを基礎とする投機的取引が行われていたため、需給調整がきわめて困難であったからである。しかし、食糧政策における国家の介入の必要性がいつそう高まるにつれて、一方では、国家による統制強化を制度化するとともに、他方では、このような政策遂行の代行機関として米穀流通機構の独自の育成強化がはかられた。産業組合の販売事業はかかる役割を担って体制強化が試みられたのであり、産業組合じたいもまた、そのことのなかにみずからの存立条件を見出そうとしたのであった。「産組拡充五ヶ年計画」はまさにその準備過程であり、この過程を経て1939年（昭和14年）の「米穀配給統制法」が施行され、さらに1942年（昭和17年）の「食糧管理法」によって直接統制に踏み切ったのである。この段階では産業組合の販売事業は、事実上、国家的統制下の集荷機関であり、翌1943年（昭和18年）農業会に改編されるに及んで完全な統制機関となった。このように産業組合における販売事業は、それじたい独自の販売組合としてではなく、産業組合の兼営化の過程で信用事業と強い結びつきをもって、しかも米穀の国家統制の強化のなかでもその集荷機関としての機能を果たすことによって、その展開を見たのである。その意味で、この時期の産業組合は信用、購買、販売の各事業とも、単に、それぞれの流過程において前期的商業資本とその譲渡利潤の排除を主な機能としたばかりでなく、したがってそのような機能において一定の社会的合則性を発揮したばかりでなく、制度金融の担当機関として、独占資本製品の市場拡大政策の遂行機関として、さらに食糧統制の遂行機関として、それぞれの機能を果たすことにより、より積極的な社会的合則性を要請され、ある程度その要請に応えたのである。このような社会的（総資本の）要請は、国家総動員体制のもとでは農業生産構造にまでおよび、利用、生産事業などを含む事業総合化が打出された。このようにして、産業組合にかわる農業会はそのすべての分野の機能において協同組合としての内実を失っていた。

## 2. 総合農協の性格

総合農協はすでに産業組合の四種兼営化の過程で確立し、農業会という戦

時統制機関を経て戦後農協にひきつがれた。もちろん、戦後はこのほかに特殊農協ないし専門農協が単なる申合せ組合としてではなく、法人化された出資農協として発足しているが、農協の主軸は依然として総合農協である<sup>6)</sup>。しかして、この総合農協については、その存立条件、機能、内部の運営の仕組みなどから、戦前との同等性、異質性を念頭におきながら整理してみる必要がある。

### i 総合農協の存立条件

わが国の総合農協が、昭和恐慌以降、強力に推し進められてきた農業政策ととりわけ市場政策と併行し、その一環として育成されてきたことを考慮に入れるならば、その存立条件については大別して二つの視点から整理しなければならない。第一には農民的商品生産ならびにそれをめぐる直接的な生産関係、とりわけその流通過程の性格についてであり、第二には、それを現代資本主義の再生産構造のなかに、政策による方向づけを含めて的確に位置づけることである<sup>7)</sup>。まず第一の点に関しては、農地改革によって地主的土地所有が崩壊し、農民的生産が一段と進展する基礎が与えられたことを指摘しなければならない。自作農的土地所有にもとづく商品生産は、戦前段階に比べて、生産力水準、商品化の度合、その深さにおいていっそうの前進を示した。

---

6) 総合農協に対比して専門農協や特殊農協のあり方がしばしば議論の対象となっている。しかし、その多くが単に農協の組織や運営方式の対比だけに局限されているため、十分、説得力ある議論にいたっていないようである。われわれの理解によれば、総合農協や専門農協のあり方は、基本的には商業的農業の発展の度合とそれをとりまく生産関係によって規制される。こうした観点からみると専門農協の中核は販売組合でなければならないが、そのためには、専門的商品生産とそれにもとづく商品生産の地域的分化が高い度合を示していなければならない。販売組合の自立化は、必然的に購買組合や信用組合の自立化を促すことになるが、商品生産の発展が不十分な場合には、一旦、販売組合として出発した農協がふたたび信用、購買との結合を求める場合もある。また農業政策の基軸をなす制度金融が専門的販売組合の成立を許さない場合もある。戦後新たに発足した特殊農協の多くは、戦前の申合せ組合を母体としており、きわめて未成熟な農業に立脚している。したがって、それじたい信用事業の兼営をよぎなくされるか、さもなくば同じ地区における総合農協との併存のうえに成立している場合が多い。

7) この点に関して、いちばやく問題を提起されたのは近藤康男氏でありその著『続貧しさからの解放』によってであった。このなかで近藤氏は、その後の農協論の展開の嚆矢ともいふべき重大な問題提起をされているが、地主的土地所有の理解については批判点を含んでいた。したがって、流通機構の性格に関しても、われわれの理解と異なる点がある。

近藤康男著『続・貧しさからの解放』、1954年、中央公論社参照。

しかし、その形態は、あくまでも日本の主穀生産としての米麦農業であり、他の商品生産部門は、米麦部門との結合のもとに副業的商品生産ないし複合的商品生産としての性格を持ち、この基本的性格は戦前と変わっていない<sup>8)</sup>。しかし、農民的商品生産の進展は、統制経済下で後退した農村の前期的商人の復活を抑制した。このことに加えて、地主的土地所有の崩壊は、彼らの存立の基礎をきりくずした。この結果、協同組合を通して、小農生産物を近代卸売機構につなぐことがますます重要な意義を有することとなった。しかし、農業商品生産が戦前段階に比べて著しい進展を示したとはいえ、農地改革が基本的には零細農耕を温存したため、それを基盤とする農業生産力展開も大きな制約を受け、さらにその市場条件が、生産物の正常な価値実現を妨げたため、商業的農業の基本動向も著しく歪曲された。したがって、かかる農民的生産を基礎にして、販売組合が他の事業から独立して、独自の発展をとげることはきわめて困難であった。むしろ、戦後の農民的商品生産も、その小農的特質、とりわけ労賃範疇の自立化が不完全であるということのゆえに、商品流通における不等価交換の介在を許し、その形態も、商品流通（農産物、農家購買品）、資金供給、資金回収などが相互に不可分に密着することを特徴としている。もちろんその価値収奪の主体は戦前においては地主、前期的商人であり、彼らが、農村を強く支配していたが、戦後は地主が大幅に後退し、前期的商人も次第にその存立の基礎を弱め、これにかわって独占資本ならびにそれをうしろだてとする国家権力が次第に前面に押し出されてきた、という歴史的推移を見落すことはできない。このことから、戦前の場合、産業組合は、前期的商人たる米肥商に対抗して、信用事業を中心とする兼営組合であったが、戦後は、むしろ独占資本の市場政策が農産物市場、農村購買品市場、金融市場など、農業にかかわるすべての市場関係に介入してその市場政策を遂行するために、総合農協を必要とした。さらに、このことは、戦後の農業政策が、国家独占資本主義的特質をますます明確にし、そのため総合的機能を発揮する遂行機関を必要とするなかで総合農協の役割がいつそう浮き彫りにされてきた。これが第二の視点である。もちろん、このような政策目標の遂行機関としての性格は、第一の視点すなわち、農協じたい

8) 拙稿「商業的農業の現段階的性格に関する一考察（I）」（北大『農経論叢』第22集、1966年、所収）参照。

の内生的要因と無関係ではない。農業生産における資金需要が強く、それが制度金融への依存を不可避とするような農業構造が、とりもなおさず制度金融を基軸とする総合農協の存立とそれを媒介とする政策遂行を許すことになるからである。

事実、戦後、わが国の商業的農業は、戦前段階に比べて商品化が一段と進んだけれども、一面ではそれゆえに拡大再生産資金に対する需要がいつそう増大し、他面では、独占資本による市場拡大政策と収奪強化が農家経済を圧迫することとなったため、戦前にもまして制度金融への依存度を高めることとなった。それは、農家負債残高にも示されているのであって、戦前段階では、すでに指摘したように、個人貸付への依存が圧倒的に高かったが、戦後ようやくその部分が制度金融や組合金融にかわった。かくして、総合農協の展開を必然化する諸条件は、総じて現代資本主義によってその存立を基礎づけられた商業的農業の現段階的特質に規制されているとみることができる。

### ii 総合農協の機能

総合農協の機能は、その存立条件から直接的に導き出すことができる。総合農協は、信用事業を基軸とするところにその特徴が示されているが、その特質は次のごとくである。まず、その融資は制度金融を中核とする組合系統金融として組み立てられているが、制度金融は決して、すべての農家の資金需要に総括的に応えているわけではない。特定の農家階層を対象に、特定の融資効果を企図して遂行される。したがって、それは本質的に選別融資である。これは、とりもなおさず国家独占資本主義的農業政策の特質を反映している。さらに、このことを有効に遂行するため既存の多岐にわたる融資制度や補助制度は、漸次整理され、それじたい体系化される。このことは当然、制度融資と密着して成立っている組合金融にも波及し、まがりなりにも包括的性格をもっていた組合金融じたいが、同じ政策目標を達成するために再編成される。それは、本来、制度金融に依存することなしに独自に成立ちえない小農的組合相互金融の弱みである。かくして本来的な組合金融ですら実質的に制度金融にかえられる（その好例は、わずかの利子補給のもとに体系化された農業近代化資金制度）。かくして制度金融は、そのための限られた国家財源により農業金融を全体的に方向づけ体系づけることになる。それに加

えて、必要に応じて農村からの資金吸上げの機構をも確立する。しかして、このような政策目標を遂行するなかで、農協信用事業は、その安定した存立条件を確保し、そのいっそうの事業拡大をはかり、一般金融機関との結びつき、そのような性格への接近を強める（たとえば信用金庫への改組）。

以上のべたような総合農協の信用事業の特質は、それが他の事業に対して主導的地位にあるため、当然、他の事業へと波及する。購買事業は、信用事業によって引き出された潜在的需要を目あてに市場拡大政策を強力におし進める。その共同購買方式は、独占資本に対し、このうえない安定した市場を提供すると同時に、不等価交換にもとづく独占利潤拡大を条件づける。しかも、かかる市場拡大が選別融資によって裏づけられている場合には、その政策目標はもっとも効果的に遂行される。

しかも、現代資本主義のもとで独占資本の側から見た国内市場のもつ重要性は、その国際的環境からますます大きくなっており、その拡大のためには国家市場つまり国家による直接的買上げを含むあらゆる政策が採用される。したがって、その一環としての農村市場の重要性もいっそう大きくなっていると見ることができる。この場合、流通機構の組織化は安定的市場拡大をなしとげるために必須であるが、信用事業を背景とする農協購買事業は、かかる要請にもっとも的確に応じうる特質を持っている。戦前らしい肥料市場拡大、さらに現在、農業機械市場の拡大に果してきている役割を見れば、このことは歴然としていよう。

販売事業の場合には、それに対して要請される政策的意図がいっそう明瞭である。いうまでもなくそれは国家独占資本主義のもとでの農業政策の主要な側面をなす市場政策の重要な担い手たることである。すでに指摘したように、農業に対する市場政策は、その流通機構が本来的におくれているためにこれを完遂させるためには、かかる流通機構が政策の担い手にふさわしい内容に再編成されなければならない。もっとも、この場合究極的に政策目標が貫徹できればよいわけであるから、流通機構に対する国家の直接的統制の強化がその唯一の方向となるわけではない。具体的に流通機構のどの過程にどのような市場規制が加えられるかは、個々の農産物市場のおかれている条件と動向によって異らざるをえない。しかし、共通していえることは現段階の市場政策が農業近代化を基調とし、したがって農家の全階層ではなく、特定

## 商業資本と協同組合

の農家を対象とした選別的市場政策であるから、その遂行の担い手たるべき農協販売事業も、この選別政策に応じうる体制でなければならない、ということである。このことは、農協にとって大きな矛盾である。農協販売事業の主軸をなす共同販売は、主として専門的生産にその存立の基礎をおいているけれども個々の農産物市場において共同販売が一定の市場規制的役割を果たすためには商品生産の零細分散性のもとでは、その存立の階層的基盤をよりひろく求めなければならない。いいかえれば、農協共販は、専門的商品生産の生産物が市場において支配大量たりえない場合には、その存立の基礎に専門的商品生産をおくばかりでなく、さらに、その周辺に複合的商品生産ならびに副業的商品生産を結集することを必要とする。わが国の農産物共販は、まさにこのような性格をもってきた。このように農協共販の志向する全階層農家に対する「丸がかえ」方式は、農協の理念というよりはむしろその存立条件をなしてきたのであるが、しかも、このことは現実には容易に実現しがたい。むしろ、わが国における歴史的経過が示すように、集荷過程で農業協同組合が一定の地位を確保することじたい政策的でこ入れを必要とした。かかる政策が戦時政策として完全統制を旨としそれじたい農家の完全掌握を志向していた時期には、その矛盾がそれほど顕在化しなかった。しかし戦後、(選別的)政策がしだいに明瞭になるにつれて、農業協同組合の求める存立基盤と政策の求める対象農家層とのずれはますます顕在化してきた。このことは農協販売事業にとってひとつの岐路となった。しかし、現実の農民層の分解の動向と、農業協同組合の販売事業の歴史的な性格に照らした場合、おのずからその方途は明かとなった。つまり、それは、選別的市場政策を受け入れ、その忠実な遂行機関としての役割を果たすことによりみずからの基本的な存立条件とする、という方向である。しかし、現に特定の固定した地域農業(「地区」決定が設立要件のひとつとなっている)に立脚する農業協同組合(とりわけ単協)がこのような選別的農産物市場政策を遂行することは、一定の農家群の利用を排除することを意味する。したがって、それだけ、事業量が縮減するわけである。しかし、このことは、商品取扱量のたえまない拡大によってその個別的利潤率の拡大をはかろうとする商業機関のもつ「商業資本」的本性にてらして、これにもとることである。そこでこのような事業縮減を克服するために、既存の運営体制に何らかの改備を求めることにな

る（のちにふれるように単協合併は、現行法のもとでの具体的対応形態である）。このように農業協同組合の販売事業は、販売組合としての独自の機能、つまり本来の共同販売の機能をますます失い、一定の政策目標に沿った単なる集荷機関としての性格を強める。

以上、みてきたように、わが国の総合農協は、一方では、わが国の商業的農業の発展段階に条件づけられつつ、他方では、それゆえに国家独占資本主義の市場政策を遂行することを甘受することにみずからの存立条件を求めてきた。ここにわが国に固有な農協の形態と性格を見出すことができる。そして、このような農協の特質がいっそう明確に追求されるなかで、その基本動向について新たな特徴のあることを見出すことが可能となるのである。

### 3. 現段階の農業協同組合の基本動向

現段階、とりわけ昭和35年以降の農業協同組合の基本動向について上記のような視点から整理すればおおむね二つになると思われる。その一つは、農協の政策遂行機関としての性格がいっそう強まり、その機能も単に流通機能にとどまらず、部分的にはあるが農業構造政策を通して農業生産構造にも及ぶようになってきているということであり、二つには、協同組合としての本質からの離脱ともいうべき資本機能の純化を強めているということである。いうまでもなく、この二つの動向は相互に関連し合っており、現段階の農協の基本的性格の異った二つの側面をいいあらわしている。

#### i 農業構造政策と農業協同組合

まず、第一の動向に関連しては次のことを指摘することができる。一般に国家独占資本主義の農業政策が農民に対する選別分断政策であることはすでにのべたとおりであるが、わが国において明瞭になってきたのは、1961年（昭和36年）に農業基本法が制定されて以来のことである。このように、昭和35年以降、農業構造政策が明確に打ち出されてきた背景としては、戦前の昭和恐慌後に端を発するわが国の国家独占資本主義が戦後資本主義の再建復活過程を経て昭和30年以降高度成長に入り、その過程で明確化してきた産業部門間の不均等発展とそれにもとづく国内市場問題、労働力問題の深刻化などが国家独占資本主義の経済政策の本格的展開を要請することとなったことを指摘することができる。かくして農業における基本法農政の展開を契機に金融政策、価格政策、その他の市場政策などは、農業近代化を基調に編成替

## 商業資本と協同組合

えされ、これに続く農業構造改善政策がその主軸としての役割を担うことになった。しかもこの農業構造改善事業の事業実施主体の大半が農業協同組合であるということについてはとくに注目する必要がある。農業協同組合は、この事業が立案される段階からその中心的役割を担わせられ事業実施主体としてその直接的責任を負うと同時に、事業が一応終了してからも、関連諸施設の運営、負債返還などを中心にいわばその事後措置に当ることとなった。この場合、その事業範囲は、従来のように信用事業を基軸にして、購買事業、販売事業がこれに伴っているが、これらの事業に加えて生産指導事業、利用事業が農業構造改善事業と結びついて総動員体制をとっているのが特徴的である。いかえれば、これまで、農業協同組合は主としてその流通機能によって農業政策の遂行機関としての役割を果たしてきたけれども、農業基本法のもとで農業構造改善事業の事業実施主体となってからは、農業生産構造に直接介入することが不可避的となり、そのような機能も含めてはじめて政策の遂行機能を全うすることができるのである。しかし、このことは、農業協同組合じたいにとってもその存立をはかるうえで必須の条件となりつつある。のちにもふれるように、現段階の農民層の激しい分解のなかで、農協の従来の階層的基盤が大きな変動にさらされているわけであるが、このような動きのなかで、農業協同組合が、たとえかぎられた階層であっても安定した特定の階層に基盤を保持することが緊要の課題となりつつある。むしろ、このように階層的基盤を限定することは農協にとって自己否定に通ずるのであるが、それにもかかわらず、選別分断を企図する農業構造改善政策の遂行機関としての役割をみずから積極的に受け入れることをみずからの存立条件とすることになる。そして、その基本的運営じたいが、農業政策と軌を一にして選別分断方向をますます鮮明にしている。しかも、この方向を志向することは他面において、農業協同組合じたいの企業化の方向をいっそう強化することになる。

### ii 農業協同組合の「資本」機能の純化

現段階の農協の企業化、ないし「資本」機能の純化の方向は、農協じたいがその基礎的存立条件を国家独占資本主義体制によって保証されていることを前提としているが、より具体的には少くとも次の諸点をふまえてみる必要がある。第一には、昭和30年代前半になってとくに顕著になったわが国経

済の高度成長が、一面では総生産の急速な増大をもたらしつつ、他面では産業経済部門間の発展の不均等性が目立っていること、第二には、このような不均等発展の結果、発展のおくれた産業部門に対しては、国の政策として近代化が強力に進められてきたこと、この場合、重化学工業をはじめとする近代的工業部門に対し、流通部門は著しくたちおくれ、企業の内容をみても、その大部分は中小企業ないし小営業の域を出ていないため流通部門の近代化が強く要請されてきたこと<sup>9)</sup>などから、農協もそのような近代化を迫られる商業機関の埒外に存しえないことがあげられる。そして、第三に、農業協同組合の存立基盤をみると、すでにふれたように、農業構造が、農民諸階層の激しい動きをはじめとして、大きく変化し、農協の組織および経営に重大な影響を与えている。これに加えて農業協同組合をとりまく市場条件は、農産物貿易自由化の進行、農業関連部門に対する資本進出、をはじめとして、農業協同組合に対し、新しい市場対応を要請してきていることもたしかである。これを要するに、農業の内外を問わず、農業協同組合をとりまく経済的諸条件、さらには政治的条件の変化のなかで農業協同組合はそれじたいの合理化の方向を強くうち出してきているのである。

ところで、このような農業協同組合の企業化ないし「資本」機能の純化は抽象的には当初はその「商業資本」としての機能の純化であるが、さらに最近は、のちにふれる「農協会社」をめぐる動向などにみられるように、機能の領域が単なる商品流通ばかりでなく商品の製造工程やサービス部門にまで及んでいる。しかし、その機能の中心はあくまでも「商業資本」としての事業量の拡大の要請に根ざしている。したがって、この動きを具体的にみれば、すべて事業量の拡大に帰着する。いうまでもなく事業量の拡大は、たえず拡大再生産を行なっている資本の本姓であるが、とりわけ商業資本の場合には、その商品取扱量の拡大を通して、商品回転を高めることが、商業利潤拡大の主要な手段となっている。その意味で、農業協同組合の「資本」の機能の純化もすぐれて「商業資本」的であり、事業量の拡大が必須の課題となる。しかし、農業協同組合における事業拡大は、商業資本一般におけるように、あるいは近代的商業資本におけるように、無制限に何らの阻害要因もな

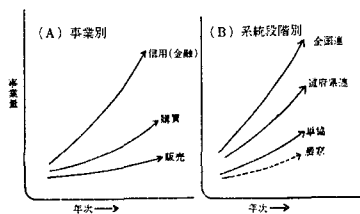
---

9) このことについては、拙稿「商業的農業の現段階的性格に関する一考察」（北大『農経論叢』第22集，1966年，所収）参照。

く行われるわけではない。それには、具体的にいくつかの阻害要因がつきまとう。それは、基本的には小農に立脚する商業機関であるということによる要因として、さらに具体的には協同組合形態をとることによる要因として作用する。したがって、事業拡大も、いくつかの段階をへて、次第に一般企業の条件に接近する方向に進められる。

一般に、農業協同組合の事業拡大は、事業部門により、また系統組織の段階によって現実にその難易の差がある。事業部門ごとには、それぞれのもつ経済的性格、とくにそれらが組合員農家の経済に直接に規制されないしはそれに依拠する度合のちがいに応じている。おおむね、販売、購買、信用（金融）の順に拡大がしだいに容易になるように思われる。また、系統段階別には、現に「資本」機能がどの程度純化しているかということの度合に応じてまた、これまでの系統利用率の進み工合などを加味した場合、単協、府県連、全国連の順で次第に事業拡大に対する要請が強くなるように思われる<sup>10)</sup>。これは、下部機関になるほど組合員農家の経済に直接的に規制され、逆に上部機関になるほど近代的企業との直接的ふれ合いが強く、それらとの競争、結合の過程で経営体としての純化の方向をより強く志向することになることを

10) 現実の動向がこのような傾向を示すことについては、次の二つの観点、すなわちそれぞれの事業の経済的性格と、それぞれのこれまでの歴史的経過からこれを整理してみなければならない。こうした観点からみると、まず、事業部門には、販売事業が組合農家の生産物を販売するという意味で、しかも、農協の地区が固定しているもとでは、農家の商品化構造に直接規制され、これまでも米をはじめとてかなり高い集荷率を実現していることから、もっとも制約条件が強く働くわけである。次に購買事業のうち生活物資取扱いについては、組合員農家の農業構造に制約されるというよりは、むしろ、農外収入も含めた所得水準に依存し、現にこれまでの農協利用率があまり高くなかったこと、農家以外の利用も期待できること、などから事業の伸長の余地が大きいわけである。信用事業は、一般商品の取扱いとちがいで、その使用価値による制約を受けないので資金の調達、運用の条件は、いっそう拡大することができる。



また、系統段階別には、農協利用率が、現に上部組織ほど低かったという現状をふまえて、しかもその「経営体」としての近代化の要請が上部組織ほど強いことを反映して、その事業拡大の趨勢は、上部機関ほど高いわけである。

このような諸条件を加味して、現実の動向をモデル化すれば上図のようになると思われる。

示している。このように、事業部門ごとに、あるいは系統段階別に事業拡大の条件と進み方の度合が異なるということは、農協組織全体としては、その内部矛盾のいっそうの深化を必然化する。とくに、これまで、総合農協方式に主として依拠してき、また、現にその必要のある大部分の単協にとっては、これらの結果生ずる事業用のアンバランスをいかに調整しつつ全体の運営をはかるかということと、ますます強くなる上部機関からの事業拡大の要請にいかに応じてゆくか、ということが、現実<sup>ニ</sup>に解決を迫られた課題として提起される。しかも、この解決を現実<sup>ニ</sup>の農民層の分解の進行のなかで解決しようとすればいっそう困難である。事実、多くの運営上の矛盾は単協段階に集中的にあらわれている。そして、その現実的切り抜け策のひとつとして、合併による大型単協化の途がえらばれている。しかも、この単協合併についてもまた、政策の要請という側面と、単協じたいがその実施によってみずからの存立条件の補強をはかろうとする側面とを見出すことができる。政策の忠実な施行のなかにみずからの存立を見出そうとする農業協同組合の現段階的特質は、具体的に単協合併についても指摘しうるのである。しかし、単協の合併は、それによってその内包している諸矛盾を表面は一時的に回避しうるかのように見えるが、かえってその内部矛盾を深化することになる。第一に、組織範囲の拡大によって組合員、農家との密着性がいっそう稀薄になることとくに広域化により組合員農家の均等性がくずれ、むしろ異質性が階層的にも地域的にも拡大する。組合員との密着性はそれじたい農業協同組合の特質であると同時に、他の事業形態に比べて有利な条件を提供するのであるが、このことが稀薄になるということはそのような有利な条件をみずから失うことになる。第二に、単協の大型化は、現実<sup>ニ</sup>に進行しえたとしても、決して一様には進みえないから、この過程で単協相互の異質化、格差拡大を招き系統組織内の矛盾を深めることになる（現に、連合会における議決権の決め方が議論の対象となっているほどである）。第三に、単協の事業拡大は、それだけ流通費の節減にある程度寄与し、また、農業近代化政策の遂行機関としての役割を果し易い体制を築き上げることになるが、反面、単協の存立条件をそれだけ厳しいものとし、ちょうど農民層分解における分解基軸の上昇のように存立の最下限を引き上げ、小規模単協の存立を困難にする。このことが、たえまなく追求されるなかで全体として、農業協同組合の存立条件が次

第に狭まめられることになる。

現に、こうした動向のなかで、事業拡大は新しい分野にまで及びつつある。たとえば、員外利用の拡大、それをめぐる組合員資格の変更の問題、さらには、いわゆる「農協会社」の出現などである。員外利用の問題は、もともと農民層分解の進行、とりわけそのなかでの兼業化の進行とからみ合っただけで表面化してきたものであるが、農業協同組合じたいの「資本」機能を純化しようとする動きの具体的なあらわれでもある。「員外利用」はそのたてまえからすれば、組合員利用を基軸にしてそれに非組合員の利用を一定の範囲内において認めようとするものであるが、この「員外利用」部分がふえると組合内部に異質的要因を内包することとなり内部矛盾を深化させる原因になる。

この員外利用の問題が、具体的に顕在化しているのは購買事業、とりわけ生活物資の取扱いにおいてである。もともと生活物資の取扱いは、かりにその対象が組合員農家に限られたとしても、組合員農家の生活面、つまり非農業的側面にかかわることであり、それゆえに非組合員にまで及ぶ可能性を内包している。購買事業が販売事業に比べて農業生産に直接規制される度合が少くそれだけに事業拡大の余地を残しているというのにかかる意味においてであった。こうした性格をふまえて農協購買事業の積極的意義を評価し、いわばその「生活権擁護」的意義にもとづいて農家、非農家の区別を問わない広汎な「協同組合運動」として位置づけようとする見解も少なくない。もちろん、そのような側面を軽視することはできないが現段階の動向は、むしろ農業協同組合がその「商業資本」機能を純化しようとすることを主たる契機としていることに着目しなければならない。その限りで、いわば当該商品についての小売過程の合理化の一環をなす動向（その意味でスーパーマーケットの出現と基本的に同じ動向）としてとらえるのであり、その競争条件として農業協同組合にとくに有利に作用しているのは、それが総合農協を基盤に、したがって信用事業を基礎にして展開しているということである<sup>11)</sup>。こ

11) この点に関しては、山田及び豊田八宏が1968年度農業経済学会において「農村購買市場の変貌と農協の対応」と題して報告し、いくつかの論点を明かにした。

とくに、この分析のなかで明かになったこととして次の点を指摘しておく必要がある。(1)元来、農業協同組合の購買事業は、組合員農家に対して生活必需品を供給するという側面をもっており、それゆえ単に一義的にその功罪を決めたいが、今

のことは、いわゆる農協店舗の運営分離、とくにその「農協会社」化によっていっそう明かになっている。

それ以外の分野においても、農業協同組合がいわゆる「農協会社」を設立する傾向が顕著になってきているが、これはあくまでも総合農協—農協会社したがって制度金融—農協内部資金の運用、という特殊な関係のうえになりたっており、そのことが競争条件として、「農協会社」にとくに有利に働いているのである。したがって、こうした企業化の動向を見極める鍵も、この特殊な「資本」形成の構造の解明に向けられなければならない。

#### 4. 価格問題と協同組合

古くから、協同組合はその種類の如何を問わず、その設立の契機においてその時期の価格問題を内包していた。もちろん、その内容は、小生産者協同組合の構成員と消費組合の構成員とは異なるが、労賃範疇の正当な実現という点でおおむね共通していたように思われる。もっとも、小生産者の場合には、いまだ十分な確立をみていない労賃範疇のゆえに不当に受けていた前期的収奪の排除がその直接的な契機をなし、消費組合の場合には、すでに確立した労賃範疇のもとで価値以下に切り下げられていた状態を多少とも緩和しようとしてとられた現実的対応策としての意義を有していた。

しかし、そのいずれの場合においても、労賃範疇を基礎とする価格問題の解決に対して協同組合は、十分に有効な役割を担うことができなかった。その意味でこのことはたえず組合員にとって「実現せざる目標」であった。その根本的理由は、協同組合の主たる機能の場が流通過程に局限され、その意味で資本主義的収奪機構の根本にふれることができないということにある。もちろん、こうした範囲内においても、流通費用の節減が多少とも搾取の緩和に役立つという側面がまったくないわけではないが、それも大局的には給資本に貢献するという役割を果しているにすぎなかった。

そればかりではない。農業協同組合の場合には、商業的農業の展開とそれ

---

日の店舗拡大は事業拡大に対する強い要請にもついでおり、とくに貯金の運用の一環をなしている。(2)それにもかかわらず、農協店舗の大部分は現状ではきわめて零細であり、大規模店舗はごく一部にすぎない。流通機構一般に見られる近代的企業と小営業の併存という二重構造は、基本的には農協にもあてはまる。(3)したがってその機能もきわめて非能率的であり、固定資本の過剰投資と相まって、農協運営にとって大きな負担となっている場合が多い。(4)これらの動向のなかで、農協の性格変化が現実化している。

による農民層分解の特質、さらに農業の資本主義的再生産構造への組み入れられ方の特質のゆえに、ますます、資本（独占資本）への従属、さらには国家権力への従属を強め、そのことのなかにみずからの存立条件を見出してきた。したがって、農業協同組合が農民問題の主要な一側面をなす市場問題についてその解決の手段たりうる条件はますます乏しくなってきた。とくにわが国の場合は、資本主義ならびに農業構造の特質のゆえに、農業協同組合じたいが内在的に他力依存的性格を有し、それが地主—国家権力という移行の過程で総合農協という特殊日本的な形態を作りあげてきたのである。しかも、今日、そのような政策的背景を基礎に、「経営体」としての純化の方向がつよめられている。

他方、国家独占資本主義の経済政策のもとで、価格問題は、圧迫下にある諸階層に共通した経済問題としてますます重大になってきており深刻さを加えつつある。その具体的形態は、農民、漁民をはじめとする小生産者、零細商人をはじめとする小営業者、中小企業者、労働者など階層によって異なるが収奪にかかわる諸問題が価格問題として集中的にあらわれていることにはかわりがない。

このような情勢下にあるにもかかわらず、協同組合が価格問題の解決の手段としてますます無力化しつつあるもう一つの根拠としては、諸商品の価格形成が国家独占資本主義のもとで歪められ、直接、間接の別を問わず、国家権力、独占資本の強い規制を受けるようになった結果、価格形成に対して流通担当機関がほとんど機能できなくなってきたことにも起因している。

このように、今日の価格問題の特質、それに対する商業機関の役割、協同組合の社会的機能の特質（国家独占資本主義体制への従属）をふまえて、その解決の方途を実践的に見出そうとすれば、価格問題の根本にふれる反体制的運動、しかもその諸階層の統一のもとでの運動の展開が基軸にならなければならない。この場合、労働組合運動、農民運動などは、それらの運動のなかでもとくに中心的役割を担わせられていると見るべきである。協同組合の諸機能は、このような運動との関連で正しく位置づけられる必要がある。農業協同組合に関しても民主化が強く叫ばれている。現在、農協組織がますます反農民的方向を強めつつあるなかでこのことの重要性はいうまでもない。しかし、農協組織の内部における民主化にはおのずから限界がある。農

協運営の民主化とは「農協が組合員農家の意志に基いてその要求を実現することであり、そのような態勢を作り上げること」にほかならないが、それには農民の幅広い結集とそれに基く農民運動の展開が必要である。また、このような農民運動の高揚に対して、労農同盟の果す役割は大きい。さらに具体的にはその一翼を担うものとしての農協労働組合運動の果す役割も決して小さくない。現在、農協労組運動は、その従業員の不当な低賃金構造と、農協内における「労使関係」の明確化（これには農業協同組合じたいの企業化が関連している）のなかで次第に高まっている。そうして、このような農民を中心とする諸階層の統一的な運動の展開のもとで農協運営の民主化が実現している場合も事例的に見うけられる<sup>12)</sup>。

他方、消費者物価問題の深刻化のなかでその現実的対応策として、生協活動（消費組合）が活発になってきている。この場合、消費組合じたいは、価格問題の根源にふれえないけれども、たとえ限界はあるにしても消費者の生活防衛的行動がこのような形態で出現していることの意義については十分な検討が加えられなければならない。とくに価格問題に対して、労働組合運動をはじめとする諸階層の幅広い運動を後だてとする場合には、生活擁護のうえで有効な役割を果しうるのであろう（山形県鶴岡生協の例）。しかし、こうした性格をもつ生協活動は、目下のところきわめて乏しい。

今日、物価問題の深刻化を契機に、生協活動が、これまでの歴史的なたちおくれを克服するかのごとく一定の高まりを見せているなかで、既存の農業協同組合、あるいは漁業協同組合と生活協同組合との提携が議論の対象となり、ある程度実践に移されている。その背景には、「協同組合としての理念の共通性」があるように思われる。これが一種の「運動」として、それゆえに共通の理念によりどころを求めるといふかぎりでは一定の実践的意義をもちえようが、客観的にはそれほど重要な意義をもたない。むしろ、こうした理念を口実に、各種協同組合の「商業資本」の本性が露骨に発現する危険性がある。元来、出荷機関、卸売機関、小売機関、などが相互に結びつき合うのは流通過程の段階的分化に照応した現象であり、これは、共通の理念に立

12) その具体的典型例については拙稿「農協の民主化と農民運動」（『農協労連』1967年12月号所収）のなかで、北海道白糠郡白糠町農協をとりあげて分析した。なお次の文献も合わせて参照されたい。

美土路達雄編『農協の未来像』1967年、現代企画社、9～30ページ。

## 商業資本と協同組合

った「提携」とはちがう。そのお互いの間には、はげしい「商業利潤」取得競争が展開する。

今日、各種の協同組合が、それぞれの特質を基礎に相互に提携を強めようとすれば、一定の段階で、取引条件をめぐって激しい抗争が繰りひろげられることは避けられないように思われる。このような方向をすこしでもチェックできる方途があるとすれば、それは、提携の要請が単に協同組合じたいの事業運営からだけ生ずるのではなく、それぞれの協同組合の構成員が、みずからの経済問題を解決するために幅広い諸階層の統一を求め、その一環として協同組合の横の提携の必要性を位置づけることである。その場合には、協同組合もまた、きわめて局限された範囲内においてはであるが、主としてその流通機構を通じて価格問題の解決に一定の役割を担うことができる。しかし現段階では、このような展望をただちに一般的に現実化するだけ諸条件が成熟していないというほかはない。

## VI 結 語

本稿の主題は、協同組合の経済的機能を「資本」機能の側面からとくに商業資本の諸機能との対比において解明し、そのことを通して、とくに、現段階のわが国の農業協同組合の機能と性格を明かにすることにあつた。

このような主題に接近するには、それに先だつて若干の予備的考察を必要とした。その意味でまず手がけたのは、この問題に関連する従来の諸説の検討であつた。この検討を通じて、一般に定式化されてきた協同組合の機能、つまり「商業利潤の排除、商業資本の節約」は、商業資本の歴史的性格をふまえて、しかも、代表的な協同組合の種類について具体的に分析すべきであることが明かとなつた。

このような観点から小生産者協同組合として発足をみた農業協同組合も、その構成員たる小農的生産の特質とそれをとりまく流通機構の歴史的な性格に条件づけられて、前期的商業資本に対抗して、その前期的収奪を排除することを主たる目的とした。しかし、これら前期的商業資本の存立基盤たる小農の生産構造とそれを規制する基礎的生産関係（とくに土地所有をめぐる生産関係）には、農業協同組合は直接ふれることができなかつた（むしろ同じ生産基盤に立脚していた）ため、農業協同組合じたいによって前期的商業資本

を排絶することはできなかった。むしろ、それを排除する力は、独占資本による農村市場掌握であって、農業協同組合は、これを代行したにすぎなかった。

そればかりではない。小農生産のまま高度の商業化をとげるなかで、小農生産がその労賃範疇を十分に確立していない、ということは、不等価交換の基盤をそのまま温存させ、そのことが、そのまま独占資本による独占利潤取得にとって不可欠な不等価交換の基礎を提供することとなった。このように農村における不等価交換の経済的性格が前期的収奪から近代的な独占資本の収奪へと移行するなかで、農業協同組合の機能と性格をも変化させ、独占資本による農民収奪のための遂行機関と化し、さらに、国家独占資本主義体制が強化されるなかで、その政策の忠実な遂行機関となり、そのことのなかにみずからの存立条件を見出すことになる。

とくに、わが国の農業協同組合は、資本主義発展の歴史的性格とそのもとにおける商業的農業の展開の特質により、上記の傾向がいつそう明瞭になりそれが総合農協というきわめて日本的な運営形態のなかに凝集してきたのである。このことは、信用事業を根幹とすることに端的に示されるわけであるが、これは、農業協同組合によってそれじたいの存立基礎をなし、それゆえに、より強くより深く政策の遂行機関としての性格と機能を果すようになる。しかも、流通過程の合理化が強く要請されている現段階のもとでは、このように政策によって裏づけられた存立基礎のもとに、それじたいの「商業資本」としての本性を顕在化し、経営体としての純化をとげつつある。

このように、わが国の農業協同組合の特質として、従来、個々に指摘されてきたこと、すなわち、それが歴史的にみて当初地主的であったこと、やがてそれが独占資本の収奪機構となったこと、総合農協であること、さらにそのことの経済的性格、しかも、それでいて企業化の傾向が深まっていることなどについて、小論では、一応、一貫した論理のもとで解明を試みたつもりである。

こうした分析にもとづいて、さらに実践的課題にふれるならば、いまや、支配体制のなかに深くくみ込まれそのような機能を代行している農業協同組合をすこしでも農民の立場に立つように近づけるためには、幅広い階級の基盤のうえに立った主体的運動、とりわけ労農同盟のなかに正しく位置づけら

## 商業資本と協同組合

れた農民運動に依拠するところが大きいといわなければならない(1968.12.25)。

## II COMMERCIAL CAPITAL AND COOPERATIVE ASSOCIATION

By

Sadaichi Yamada

The purpose of this paper is to analyze the function of farmers' co-operatives in Japan.

(1) According as the development of capitalism, the task of farmers' co-operatives has been changed. At the earlier stage, the task of farmers' co-operatives had been to expel the pre-capitalism marchants who exploited farmers. At the present stage, in place of expelling the pre-capitalism marchants, new functions have been charged with by monopolistic capitalists. The new ones are as follows:

- i. to enlarge markets for the capitalists' commodities,
- ii. to obtain agricultural products cheaply,
- iii. to make institutional loans available for farmers,
- iv. to call for the agricultural market policies.

(2) The peculiarity of farmers' co-operatives in Japan is found in the so-called a general type of organization which combines crediting, saling, purchasing business and others together. Among them, the crediting is the basic one. This system reflects the distorted pattern of commercial farming in Japan. And the development of farmers' co-operatives of this type corresponds to the stages of commercialization of farming in this country. In the process of development, the farmers' co-operatives have been changing their character from the farmers' voluntary organization to a government agency. And the character and function of the farmers' co-operatives as a government agency forms the basis for the organization. At the same time, the farmers' co-operatives has been carried on for profit in the similar way to private business enterprises.